

建設委員會議録第三十一号

昭和三十一年五月二十三日(水曜日)  
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 徳安 實藏君  
理事 大島 秀一君 理事 荻野 豊平君  
理事 三鍋 義三君  
理事 逢澤 寛君  
理事 大橋 武夫君  
理事 高木 松吉君  
理事 中村 寅太郎君  
理事 廣瀬 正雄君  
理事 山口 好一君  
理事 小松 幹君  
理事 橋 兼次郎君  
理事 前田榮之助君  
理事 渡邊 惣藏君

出席政府委員

法制局参事官 (第一部長) 龜岡 康夫君  
総理府参事官 (経済企画庁 開発部長) 植田 俊雄君  
運輸事務官 (自動車局長) 山内 公敏君  
建設政務官 (河川局長) 堀川 恭平君  
建設技官 (道路局長) 山本 三郎君  
建設技官 (道路局長) 富樫 凱一君

委員外の出席者

参議院議員 小澤久太郎君  
農林技官 (林野庁指導部長) 仰木 重蔵君  
農林技官 (林野庁指導部長) 山崎 齊君  
専門員 西畑 正倫君

五月十一日

委員前田榮之助君辞任につき、その補欠として堂森芳夫君が議長の指名で委員に選任された。

五月十四日

委員橋兼次郎君辞任につき、その補欠として岡本隆一君が議長の指名で委員に選任された。

五月十五日

委員岡本隆一君辞任につき、その補欠として橋兼次郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十三日

委員荒船清十郎君、南條徳男君、堂森芳夫君、山下榮二君及び島上善五郎君辞任につき、その補欠として久野忠治君、大橋武夫君、前田榮之助君、竹谷源太郎君及び小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十二日

県道坂元郡城線の改修工事促進に関する請願(伊東岩男君紹介)(第二一七〇号)  
沙入豊岡線街路計画促進に関する請願(外二件 米田吉盛君紹介)(第二一九二号)

一級国道八号線の改修工事促進に関する請願(田中彰治君外二名紹介)(第二二〇〇号)  
府県道官津八鹿線の改修工事促進に関する請願(有田喜一君紹介)(第二二二六号)

同月十五日  
須玉川及び塩川の改修工事促進に関する請願(荻野豊平君紹介)(第二二六〇号)  
浅川の改修工事促進に関する請願(荻野豊平君紹介)(第二二六一号)  
国土開発縦貫自動車道建設法案に基く審議会委員選任に関する請願(原茂君紹介)(第二二六二号)  
同(井出太郎君紹介)(第二三三八号)  
一級国道二十号線の改修工事施行に関する請願(西村彰一君紹介)(第二二七四号)  
一級国道三十三号線中久留米、八女間の舗装工事施行に関する請願(橋樑渡君紹介)(第二三二七号)  
安曇川を中小河川に指定の請願(草野一郎平君外二名紹介)(第二三一九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十日  
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法制定促進に関する陳情書外一件(福井県議会議長寺田常吉外十名)(第六八六号)  
戦災復興土地地区画整理事業費補助に関する陳情書(姫路市長石見元秀外三十一名)(第六八九号)

同月十五日  
防災対策工事促進に関する陳情書(東京都議会議長四宮久吉外九名)(第七四五号)  
芦原町の災害復旧対策確立に関する

陳情書(福井県議会議長寺田常吉)(第七八三号)  
国道十一号線の改修促進に関する陳情書(徳島県議会議長岡本正一郎)(第八〇七号)  
を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
国土開発縦貫自動車道建設法案(第二十二回国会衆議院第二六号、参議院継続審査)  
河川に関する件

○徳安委員長 これより会議を開きます。  
国土開発縦貫自動車道建設法案を議題とし、審査を進めます。質疑の通告がございますから、順次これをお許しいたします。中島議員

○中島委員 本法案の修正理由の説明の内容について小澤先生にお伺いいたしますのでありますが、その前に、当委員会の運営の件について委員長に一言お伺いをいたしたいと思います。

本法案は、先月の十九日に参議院建設委員会を修正で通過して、二十日に参議院の本会議を通過いたしました。即日衆議院へ回付されておるわけでありまして、本日まですでに三十数日を経過いたしておる、かような状況であります。そして先月二十七日に小澤さんの説明を聞いただけで審議しておられぬ。しかも会期はあと余すところわずかしかなく、かような重大な問題に立っておる。そうして先週は一回も委員会が開催されなかったというよりな

実情でおるのでございますけれども、これは何か委員長においてお考えがあらうことなのかどうか。ことに当委員会は一月ほど前にすべての法案が上って、他に審議するところの案件が法律案としてはないという状態にあるのであります。にもかかわらず一ヶ月以上の空白をここに置いておる、かような状態でありまして、委員長はどういうお考えでこの審議を渋滞させておるのか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○徳安委員長 中島君にお答えいたします。御承知のように、本委員会では本件一つになっておる。大体本件につきましては従来からしばしば質疑されておる問題でありまして、各党の態度その他がきまれば、さうめんどうなしに最後の結論が出る問題であります。ただその間に修正された部分に対しまして多少疑義の点もございまして、これは正式の理事会あるいは非公式の理事諸君との御相談も得まして審議が多少延びておるわけでありまして、決して引き延ばしというような意味でやっておるのではございませんから御了承願いたいと思ひます。

○中島委員 私の心配することは、またこの法案に対して衆議院側において修正案でも出ますと、参議院に回るようなことになって、本国会中に成立せず、に、継続審議とか、審議未了になるおそれがあるということです。委員長はただいま確信あるように、心配するなというようなお言葉でありましたけれ

ども、この点を非常に心配いたしておるわけであります。従いまして現在におきましては他に審議すべき法律案もなし、特別の案件もありませぬので、続いて隔日くらいに委員会を開いてこの審議を進めて、当通常国会にその結果を見られるように一つ御配慮をお願いいたしたい、かようにお願いするわけであります。それで、委員長は前の二十二特別国会にこの法案が当委員会に審議された状況を、当時委員会においてならなかったので御存じないと思ひますけれども、これはたしか六月二十日に国会に提出されまして、そうしてその後におきましてこの建設委員会へ付託すべきか、運輸委員会へ付託すべきかということで非常に悩まして、もめ抜いたあげく昨午七月七日に、国会に提出されてから約二十日近くもみ抜いて建設委員会へ付託されたわけでありました。その後建設委員会といましては慎重な審議をいたしまして、ことに公聴会ともいふべきところの参考人を招致いたしまして、参考人の意見を聞くだけで三日を費しておるのではありません。これらの参考人はいずれもこの高速度自動車道路について造詣の深い、日本縦貫高速度自動車道路協会会長の八田嘉明さん、あるいは国土開発中央道調査審議委員の金子源一郎さんであるとか、平山復二郎さんであるとか、それから国土総合開発審議委員長の飯沼一省さんであるとか、全国道路利用審議会会長の本多市郎さんであるとか、道路調査会会長の鮎川義介さんであるとか、あるいは大和運輸の社長である小倉さんであるとか、あるいは財政方面においては、日本財政経済研究所会長の青木一男さんであるとか、

これらの諸君を参考人に招致いたしまして、三日間参考人の意見を聞くだけにかけておるのであります。その他運輸委員会との連合審査もいたしまして、そうして附帯決議もつけまして参議院へ送り込んだのであります。十分審議は尽されておるわけなのであります。こういふような事情でありますので、よく一つこれらの状況もお聞き取り願ひまして、すみやかにこの法案の審議を進めあらんことを私お願いしておくわけであります。先ほど運輸委員会の岡谷さんが、運輸委員会といまして、参議院の修正案通り通すように一つお願いしたいというふうなごあいさつがあったわけであります。が、われわれとしましては、会期が非常に迫つて参りましたので、あるいはこの法案が審議終了になりはしないかというふうな非常な危惧の念を抱いておるのでありますので、どうか委員長におかれましては審議の促進をお願いいたしたい、かように考えるわけであります。

そこで修正案の提出者であるところの小澤先生にお伺ひいたすのでありますけれども、この修正案の第二条の道路運送法によるというところを削除された点、それから第三条の、衆議院を通過した法律におきましては、別表に予定路線を決定いたしておりましたけれども、別表を基準といたして新しく予定路線を審議会において決定して国会へかける。この二点がこの修正のおもなる点と考えるのでありますけれども、修正案の説明によつて大体はわかりましたけれども、いまだ詳しく、その裏に、長年官僚生活をされていろいろなことに御苦心なさいまして、この修正案もそういうような点から出たのではないかと臆測するものでありますので、御意解のないところのお話を承りたい、かように考えるわけであります。

○小澤参議院議員 この二条の問題でございましてけれども、今度の縦貫自動車道は国の幹線をなす一番大事な道路でございまして、この三条にもうたつてありますように、国で建設するといふふうな建前になっております。私はその国で建設するといふことは、非常に重要な路線であるから国で建設するといふふうになつておるわけだと了承しておるわけでございますが、自動車運送法の自動車道路といふものは、これはこれまでそういうふうな大スケールなことは考えておりませんし、それから自動車道路事業の対象としてそういう道路を作るといふことになつておりますので、性質が全面的に違ひますので、そういうふうな定義を引用しませんが、この自動車のみの通る道路というふうに規定したわけであります。

それから第三条でございますが、これは経過地点がずつと羅列してございまして、私も参議院におきまして審議いたしましたときに、経過地点のいろいろの意味を伺つたのでございまして、相当大幅に考へてよろしいというふうなお考えがあったのでございまして、いろいろ審議いたしますと、まだまだはっきりと調査できていない点もございまして、いろいろ問題の点がございまして、これを予定路線としてきめてしまふと、あとからまた変更するとか、あるいは適当でないというふうな点ができるのじゃないかというところを考へまして、十分に調査いたしまして、それから法律によつてきめるといふふうにした方が一番適当じゃないか、そういうふうに思つて修正したわけでございます。

○中島委員 実は先ほど委員長に對する要請にも申し上げたのですが、この法案が特別国会にかつた際も、運輸委員会へ付託すべきか建設委員会へ付託すべきかという問題で相当もめまして、約十八日ももめ抜いて委員会の付託がなかなか決定しなかつたというふうな状況であります。いわば官庁のなわ張り争ひが原因しておつたんじゃないかと思つております。従つてこの修正の第二条の道路運送法によるというところをお取りになつておること、は、そういうふうなことを考慮されて削られたのじゃないか、こういうふうに私に私憤するわけでありまして、これは根本的な問題といたしまして、道路法のできる場合には、もしくは道路運送法のできる場合には、こういうふうな大規模な自動車専用道路つまり第三陸上輸送路ともいふべきこういう大規模なものを予想していなかつた、従つて道路法も道路運送法もこれに對して適確ではなかつたといふことが言えるのじゃないかと思つております。従つて附帯決議の中にも「これは小澤さんではなくして村上義一氏が出されたのでありますけれども、附帯決議の第二におきまして「政府は国土開発縦貫自動車道を含む高速度幹線自動車道に關する立法措置を速に講ずること。」つまり自動車道に關するところの立法措置を講ぜよ、こういうふうになつておる。それからまた衆議院においてもこれと同じような附帯決議がつけられて決定

付になりましたから一カ月以上たつてもかからずまだ決定せぬというその裏には、自民党の一部にこれに対して異議のある方があって決定せぬという、こういうような実際の状況なのです。そこで、あなたの提案理由の説明では、冒頭こういうことを言われておるのです。私は国土開発縦貫自動車道建設法案の趣旨には全面的に賛成するものであります。ただし、この法案の趣旨達成を完遂ならしむるために、私は自由民主党を代表して、次のように修正案を提出するものであります。こうして修正案を提出されておるのであります。自由民主党の方の内部の意見が食い違つておるとすると、「自由民主党を代表して」ということがちよつとおかしくなるのですが、党議で御決定になつておつたのかどうか、その点ちよつとお伺いしたいのです。

○小澤参議院議員 実は「自由民主党を代表して」という私の言葉は、私参議院の委員会ですら申し上げたので、参議院の自由民主党といたしましては一致しておるということをおし上げたつもりでございます。

○中島委員 小澤先生のおれを追及するわけではないのですが、あなたは自民党の建設部長だということも聞いておられますし、そうしてあなたが修正案をお出しになるについては、青木一男氏からわれわれの方にもめつという話があつて、それをのんだような形に裏面はなつておるわけですか。従いまし、会期が非常に切迫してわれわれも心配しておるわけでございます。けさあなただけの方の党から宮澤風勇氏とかその他三、四人こちらへ見えまして、早くこの修正案で通してくれと

いつて委員長などにも要請をしていつたわけでありませう。従つて一段と党内調整をはかられて、一日もすみやかに通るように御努力願ひたいと思つておるわけでありませう。

以上私の質問を終ります。

○徳安委員長 二階堂進君。

○二階堂委員 私はたゞいま問題になつております国土開発縦貫自動車道建設法案につきまして、簡単に若干の質問をいたしてみたいと思つております。申し上げるまでもなくこの法案は、二十二国会の末期におきまして衆議院を通過して参議院に送付されたものでございませうが、当時衆議院を通過いたしました際におきまして、私どももこの法案の内容につきましていろいろな疑義を持つておつたわけでございますが、ちよつと会期も切迫してありまするし、また当時のいろいろ国会運営上の事情等もございまして、衆議院の委員会におきましては、一応私どもは原案に賛成をいたしまして、参議院に送つたわけでありませう。私はそのとき参議院において適切な修正がなされるものと考へておつたわけでございますが、二十二国会におきましては、参議院においても継続審議になつて、本国会においてさらに参議院におかれまして慎重に審議されて、ここに修正された法案が回付になつたわけでありませう。

率直に私は修正された法案につきまして意見を申し上げますならば、私といたしましては、もう少し修正された内容につきましても、法案そのものも具体的にひとつとつきりさせなければならぬ点も数カ所あるのではないかと、かように考へるわけでありませう。

この修正された法案も見てみまうと、全くこれは具体的にこの自動車道というものが示されていない。と申しますのは、法的に考へてみましても、この特別自動車道路というのが、道路法の適用を受けない道路である。なおまた自動車運送法ですか、車両法と申しますか、その法律にも乗つかることのできないような道路であるように私は考へるのであります。そうしますと、これはただ法律上の文句のみによつて表現される道路であつて、実体的には一体どういふ道路であるかといふようなことがはっきり私にはつかぬのであります。のみならず、またこの道路を一体国のそれが、どういふ機関がこれを実施するのかわつたことについて、きつめて不明確な文句で表現されておるようには私は見受けるのであります。従いまして、私個人といたしましては、この修正された法律をもつと具体化したしまして、明確な内容を持った法律として、この衆議院の委員会を通過させることが適切ではないか、かように考へるわけでありませう。

参議院の委員会におかれましては、いろいろ慎重に審議されて、こういう内容の修正された法律案を衆議院にお返しになつたその御苦勞と御苦心に對しましては、私は十分察知できるのであります。しかしながら、衆議院がほとんど全員、最初原案におきましては署名もいたしたような法案でありませう。そうであればあるほど、私はほんとうの最後の仕上げをいたしませう場合には、やはり名実ともにだれが見てもこれははっきり法案だといふふうになつて納得を受けるような形においてこの法案を通過することが、われわれの責任ではなからうか、かように考へるわけでありませう。

この法案の取扱ひにつきましては、社会党の議員の方々も非常に積極的に、早くこれを通過せしむべく、私に對しましてもいろいろ御忠告があるものであります。昨日は私はさらにまた議院運営委員会にも引出されまして、社会党の池田委員等より、一体どういふふうにか、この法案を取り扱うつもりか、衆議院において全員署名をした法案であるではないか、さらにまた参議院において小澤議員より自由党を代表して賛成をしておられる法案であるではないか、聞くところによると、私一人が非常に反対をしておるようになり、おしかりを受けた。そうではないかと呼ぶ者あり。そうではないと言つても、きのう私はそういうことをしかられたのです。そこで私は今申し上げましたようなことを、きのうは率直にお話し申し上げておいたのであります。私どもはこの法案自体につきましては、これは国土の開発を考へておる法案でありますので、何もその理想とするところに対して反対の意を表するものではないと考へません。しかし先ほど申し上げましたように、それであればあるほど、ほんとうに本腰になつて、そうして具体的にこの法案を実施するといふ内容を持った法律を作ることが、國民の期待にこたへるゆゑであるかと私どもは考へまして、先ほど来申し上げましたような意見を申し上げたのであります。

この法案の取扱ひにつきましては、いろいろ委員長におかれても苦慮されておるところであると考へますので、できるだけ私どもも委員長の意のあるところを考へまして、本国会中において何らかの結論を出すように御協力を申し上げたいと思つております。いろいろ申し上げればたくさん問題があるわけでございますが、私はあとまたたくさんの方の質問があるやうに伺つておりますので、簡単に二、三の点について質問をいたしてみたいと思つております。中島委員からいろいろ質問があつて、あるいは重複する点があるかとも思ひますけれども、その点は御了承いただきたいと思います。

この修正された法案の第二条でございませうが、第二条によりまして、「この法律で「自動車道」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう)のみの一般交通の用に供することを目的として設けられた道をいう」といふやうに書いてあるのであります。私はこの点がやや不明確であるように考へます。この道路、すなわち自動車のみを通す、しかもそれが一般交通の用に供する目的をもつて使われる道路、こういうふうに書いてあるわけでございますが、これは道路法の第二条及び第四条に定義されております道路とは一体どういふ関係にあるのか。道路法の第二条と第四条によりまして、道路法の第二条には「この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で第四条各号に掲げるものをいふ」と云々と、こう書いてあります。そこで先ほど申し上げました通り、この道路は端的に申しまますと、道路であることには間違ひありませんが、自動車のみを通す道路であつて、しかも一般交通の用に供する道路である、こういうふうには私は解釈

いたすのであります。そういうふうに解釈いたしますとこの道路は厳格に言う、道路法の適用を受けるような一級国道、二級国道あるいは府県道、市町村道というような道路にもならないわけでありまして。しかしまたこの道路法の定義を広く解釈いたしますと、一般交通の用に供する道路だ、その道路は一級国道、二級国道、府県道、市町村道、こういうふうな道路法では規定されております。この一般交通の用に供するということと道路法の定義を拡大いたしますと、道路法の道路の適用も受け得るのではないかとこの点に考へるわけでございまして、この点について、修正をされた小澤議員の御説明をお願いいたします。

○小澤参議院議員 ここに富樫局長がおられますから、こまかいことは富樫局長の方がよく存じ上げておると思ひますが、私の修正したときの考へを申し上げますと、道路法における一般交通の用というものは、つまり自動車も通る、それから人間も通る、何でも通るといふ意味でございまして。それがこれまでの道路法の概念でございまして、そういう道路がだんだん発達して参りまして、今度考えます高速幹線自動車道というものは自動車だけ通すというわけでございます。自動車の一般ということを言っておりますのは、特殊の自動車を通るのではなくて、自動車であればどれでもよろしいというわけでありまして、人だとか、まあそういうものは通れないわけでございます。そういう点におきまして道路法とは全然別個の概念だというふうに私も考へておるものであります。

○二階堂委員 道路局長に、この点について一つ御意見を承わりたいと思ひます。

○富樫(副)政府委員 道路法では、一般交通の用に供することを目的とした道ということになっております。この解釈には二様ございまして、この一般交通の用というものは、特定のもののだけを通すという意味ではないのであります。それから、自動車の一般の交通の用に供するものもまたこの道路法にいう道路であるという解釈もあります。私どもはその解釈をとつておたつたわけでございまして、しかし自動車だけ通すというの是一般交通の用とは言えないという解釈もあるわけであります。二様ございまして、あいまいでございまして、この点に道路法が出て参ります。道路法の一部を改正する必要があると考へております。

○二階堂委員 運輸省の自動車局長が見えておりますが、私はこの道路運送車両法という法律の内容については勉強いたしておりますが、この中で自動車と考へる点についていろいろ異なる定義もあるように考へますが、あなたの方の自動車運送事業法の見地からここに定義されておりますこの道路法についてどういふふうにお考へになつておるのか、その点を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山内政府委員 運輸省におきましては、現在道路というものは一般交通の用に供しておるものを道路と考へております。自動車だけを通過します道路に対しては、これは別に道路運送法で自動車道というものの概念が明らかになつております。それで自動車だけを通過します道路というものは、自動車道という法律上の概念がはっきりいたしておるというふうに解釈いたしております。ただいまの問題は、御質問が二つあったと思ひますが、道路運送車両法にいう自動車とは、という点が一つあったと思ひます。これは道路運送車両法の第二条に「この法律で道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう」とありまして、現在二輪車でも相当の気筒容積を持つておるものはやはり自動車の範疇として規定されております。その目的は、保安上の見地から車両検査を受けなければならぬ車両はこれであるというところで規定されておまして、その点は道路運送車両法にいう車両というものは明らかになつておるわけでありまして、

○二階堂委員 今の自動車局長の説明でも私はまだよくのみに込めないのでありますが、自動車のみを通る道路だ、こういうふうなお話もあつたのであります。これはやはり自動車には運送する運転手も乗つておれば、人も乗せておる。車だけ通るといふことはなくて、私はやはり人も通ることになつて、これは考へております。道路局長の話では、これは車だけ通るといふ話で、これは規定のようになるわけでありまして、人をたくさん乗つて、消防団員を乗つて通るときもあるし、車だけ走るといふ自動車はいまだかつてない。これは無操縦のことができるような車でもできれば別であります。そういうふうな自動車だけが通るといふ、これは自動車の定義がありまして、そういうことではないと思ひます。やはりいかなる道も、バスも通れば、自転車も通れば、犬も通る。そういうふうに厳格に

規定されるのはおかしいではないかというふうに考へますが、これは別な話であります。そういう厳格にいうと道路法の定義にははまらないような特別の道路というものは一体考へられていのかどうか。これは近代交通の見地から申しますと、非常に自動車が多くなつてくれば、あるいは自動車だけを通す、車だけを通すというふうな道も当然將來は考へられなければならないと思ひますけれども、しかしながら現在の日本の現実の道路行政の面におきまして、そういう車のみを通すというふうな特別の国道とか、そういうものを今日考へていふものかどうかという点につきます。私は、私はまだ疑念を持つておるわけであります。

いろいろあります。簡単に次にお尋ねをいたしたいと思います。第三条に「国土を縦貫する高速幹線自動車道」として国において建設すべき自動車道」と書いてありますが、この国において建設するといふふうな考へで抽象的に書いてあります。この修正された法案全体を見ますと、一体この特別な道路というものはどこがやるのかというところが私には明らかに受け取れないのであります。これは修正された小澤さんの方、あるいは参議院の建設委員会の方では、「国において」といふのは一体具体的にどここの機関をさすのか、どういふふうにお考へになつておるのかというところを一つはつきり教へていただきたいと思います。

○小澤参議院議員 ここに国において建設するといふことが書いてあります。これは、結局国でやるか、あるいは府県でやるか、あるいは私企業でやるか、こういうふうな観点から国でやるのだ

というふうな規定の仕方がしてあるわけでございます。

それからもう一つ、それではこの機関でやるかというふうなお話になるわけでございますが、そういたしますと、結局二条におきまして、この道路をどこが主管するかという問題があるわけでありまして。たとえば道路法を一部改正してやるのか、別個に自動車法というものを作つてやるのかという問題が残るわけでありまして。その関係から申しますと二階堂さんがおっしゃつたように、これを実施法案とするとさばこれは不備でございます。ところがわれわれがこれをあくまで完全なものにしようとしたときには、二条を二階堂さんのおっしゃつたようにやらせて行かうというふうなことも、法律でやるというふうにするとなかなか時間がかります。そして実施法案とするにはそこまで私はやるべきだと思ひますが、自動車道というものは、最近の自動車道の発展から考へまして、国の幹線道路として非常に重要な段階になつたと思ひますので、これを早く調査しなればならぬわけでありまして。そういう早く調査するといふ意味から、実施法案としては不備でございまして、実施法案としてとはあとから整備するといひまして、この法案が通りますれば、さう早くその路線について調査研究ができる、つまり自動車を早く進めるという意味でこの法案の意義があるんじゃないか、私はそういうふうにお考へておるわけでありまして。

○二階堂委員 私も全く小澤さんの御意見通りだと思つております。これは実施する法律の建前からいいますとさ

わめて不明確であるわけでありすが、しかしこの法律はやはり道を作るということを建前とした法律であるわけでありまして、参議院で修正された内容は、どこが作って、それが管理するのかわからないようなこともあつて、これは不明確になつてゐるわけでありまして、この点につきましても、私はもつと明確にすべきものじゃないかと考へてゐるわけでありまして、この点についてはいろいろ議論もあるかと考へますが、こういう点も私もはつきりすべきが当然じゃないかと思ふ。はつきりすると申しますと、この自動車特別国道というようにのもやはり道路法の適用を受けるような道路にして、そのためには道路法の修正もしなくちゃならない。道路法の中に自動車道路も入れるような措置を法的にやっておく方が妥当ではないか、私はこういうふうに考へるわけでありまして、これらについての議論はまたいづれいたす機会があるかと考へますが、さらにまたこの第四条を見ますと、「政府は、別に法律で定めるところにより、国土開発縦貫自動車道の予定路線の一部について、国以外の者に高速幹線自動車道の建設を行わせることができる。」と書いてございまして、これを見ますと、別に法律で定める「国以外の者」と書いてございまして「国以外の者」というのはどういふ機関をさすのか。どういふようなお考へで「国以外の者」という言葉を入れたのか、明確に御答弁が願へれば幸いだと思つております。あるいは何かお含みがあつてこういうような言葉を使われたのか、この点についても、私はもつ

と明確にすべきものであると考へますが、はつきり御答弁が願へなければ、お考へだけでも一つ承つておきたいと思ひます。

○小澤参議院議員 この「国以外」でやるというところは、これは将来法律で定めるべき問題でございまして、私個人としてはいろいろ考へがございまして、が、この際、私は申し上げるのを遠慮した方がいゝんじゃないかと考へます。

「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり

○二階堂委員 おかしいじゃないかという言葉がありますが、私もおかしいじゃないかと思ふから、こういうことをいろいろお聞きしたいと思ふのであります。先ほど申し上げましたように、国において建設するということになりますと、やはりこれは宙に浮いた幽霊みたいな定義を持つ道路でありますので、この正体をはつきりすべきだ、そうしてやるべきところはどこにすべきか、いよいよこのままでやるといふしますればやはり道路法の改正をするなり、あるいは別個の法律を作つて別個の機関、すなわち建設省でもない、あるいは今度道路公団ができましたが、その道路公団でもない別個の機関を作つて、そしてこういうような別個の道路を作るんだというように規定をするのが当然だと考へております。「国以外」ということについては明確に御答弁がないようでございますが、私は、あるいはまた別個の機関を作つて、そしてこの道路を作るんだというようにあるいはお考へになつてゐるかも知れぬ、かように推察を申し上げるわけでありまして、そうしますと、御承知の通り現

在道路法に基く道路は建設省がやつてゐる。あるいは道路公団がやつてゐる。あるいは道路公団がやつてゐる。有料道路は道路公団がやつてゐる。そのうするところからいふと、別個の機関を作つてこの道路をやるということになりますと、私は道路行政というものが二元にも三元にもなされていくようになつて、これを非常に恐るべきものであります。道路建設の重要性につきましまして、私はここを申上げません。

一日も早く、現在の一般国道、二級国道、その他また地方道、私どもの地方におきましては地方道の荒廃はひどいものであります。従つて現在日本の経済の力をもつて一日も早くこうした国道の整備を急がなければならぬのであります。それにはやはり道路行政といふものをあくまでも一元化する。そしてこの道路の整備に主力を注ぐべきが、国としての、政府としての責任じゃないかと考へております。こういうような、日本の道路整備を急を要する段階にありますが、道路行政を二分化する、三分化するといふようなお考へをもつて、こういう修正をなされたものとすれば、私はこれは容易ならぬことにならうかと思ひます。従つて私は個人の意見を端的に申し上げますならば、やはりこの道路行政といふものは一元化されて、そして国道あるいはここに規定されておりますような特別道路も一本の姿において建設されるのが、力の弱い国の経済力をもつて道路の整備を急ぐということとから考へまして、一本にやることをお考へになるということが私は当然じゃないかならうかと考へるのであります。そういう見地に立ちまして、この第四条の文句を見てみますと、別に法

律で定めるとか、あるいは国以外の機関でやるのかというふうなお言葉が出ておきます。これは私の推察でありまして、が、よもやまた別個の機関を作つて道路行政を二元化しようとか、三元化しようという意図のもとにこの修正がなされたものではあるまいと私は考へて、自分なりの納得をいたしてこれ以上私はこの点につきましましてはお尋ねをいたしません。

さらにまたお尋ねをいたします。予定線の問題であります。これは二十二年の末期におきまして非常に問題になつたところの別表であります。これは選挙法の区割りみたようなもので、あれほどひどい議論はないかと思ひますけれども、みななるだけ自分のところを道が通るといふことは非常にその地方の発展にもなりますので、この別表が出ましたときにはわれもわれもおれのところを通つてゐるかといつて、その当時には衆議院でもこの別表を見たのであります。ところがこれは日本の中心を通過して北海道から鹿児島まで行く背骨に匹敵するような道路だといふことで、各選挙区を通るわけにも参りますまい。そういうようなことではいろいろ議論をされたわけでありまして、これは選挙法と同じで、別表が私は問題だと思つてあります。これは選挙法の調査会案みたようなもので、ここに一つのひな型ができておられます。これを基準にして法律で通過路線をきめるということが書いてあります。私はなかなか問題があると思つておられます。ここに出ておられます別表のひな型であります。大体こういうところを基準にして作れ、こうなつておる。衆議院の私どもの中でもこの法案

をよく検討された方が何人いるか、あるいはこの別表をよく見られた方が何人いるか私は存じません。しかしながらこの縦貫道路がこういうところを通るんだといふことを一たびみなが知りますと、なぜおれのところを通らぬかといふたような議論も出てくると思ひます。この予定線を法律でかりに定めるといたしましても、この予定線を法律で定める前には、十分な調査ということが必要であらうと私は考へます。

この根幹をなす縦貫自動車道というのは、日本の産業経済、文化の上に非常に大きな利益をもたらすものであります。従つてこれを実施する場合に、あらゆる角度からこの通過の方針が、一番国家、国民経済のためになるかといふことを慎重に検討をいたしまして、そして法律なりで定めるべきものであると思つております。私はこの道路がどこを通るといふことは何も法律で定める必要がないものじゃないかと考へております。しかしながら通過の箇所になりますといふような問題が出て参りますので、思い切つて仕事をやる場合には法律で規定していくことも必要であらうかと考へます。しかしながら問題は、この法律をきめる場合において、ほんとうに国が十分の調査をして、そして経済的な効果、全般的な総合的な立場から検討をして、そしてこの通過するところは、この趣旨に沿う道路であるんだ、国家経済、国民経済発展のために、ほんとうになるんだといふ結論を出した上でなければ、こういう予定線をきめるべきものではない、私はそういうふうに考へます。ところがこれによりまして、実施はいつになるかわかりません。しかしながら政府

は例の法律の定めるところによつて、このひな型を基本にして予定線をきめると書いてあります。ところがここに書いておられる予定通過地点というものは各地区に分れております。こういう地点については、私は部分的には建設省あるいはその他の民間団体によつて調査をされたところもあるかと考へますが、しかしながらこの全体にわたつて綿密なる調査が行われておるとは考へておりません。従つてこういうような場所をきめる場合には、法律で先にこういうような路線をきめるといふことをすることよりも、まず調査を先にすべき問題じゃないか。私は率直に言つて、この法案自体は、この縦貫道路を通すことになりまして、莫大な国家の金がいふことには、これは御承知の通りであります。従ひまして、ほんとうにこの仕事に着手いたしまするには、国が十分な腹をきめて予算をつけなければだめだと思ひます。それにはやはり、先ほどから繰り返して申し上げる通りに、調査というものが何よりも第一に肝要である。その調査をすることが大事じゃないか。私はこの法案は、むしろ国土開発縦貫自動車道建設の調査に関する法律案というくらいに名前を変えてもらいたい。相当な金をつぎ込んで調査をすることが主体である法律案であつてもいいのじゃないか、これくらいに考へておられます。私は道路のいろいろなことにつきましましてはまだしるうとでございませうけれども、しかしながら欧米等の道路の建設等をいろいろ聞いたり見たりいたしてみますと、私もアメリカに長年おりました、道路を通す場合には、何年かかかつて綿密な調査というものが

行われておる。十分な調査が数年ないし十年かかつてなされたあと、いよいよ建設にかかるというところ、莫大な機械力と予算をつぎまして、そうして一挙に二、三年の間でその道路を作り上げてしまふ、こういうようなことが行われておるのであります。日本の場合は、どつちかというところ、みんな政治家やいろいろの人から、あそこを作つてくれ、こゝも作つてくれ、こういうような陳情攻めに会ひまして、大がいのところで、建設省の方でもいかにげんな調査をしたり、あるいはまた綿密な調査をしないうちに道路を作つてしまふ。その道路が災害によつてこわれかたつて、また補修、維持に莫大な金がかかってくるというやうなことが、今日まで往々あったのじゃないかと考へておるのであります。そういうやうなことからいひまして、私は、この道路の経過地点をきめる場合には、まずこの調査をすべきものだと思へておりますが、ここに出ておられますこの経過地点につきましましては、ある程度の調査がすでになされておるものかどうか。その点について、私が今申し上げました点についての御意見があらうならば、小澤委員長の方から伺ひたい。

○小澤参議院議員 ただいま二階堂さんから言われました御意見に對しまして、私は全く賛成であります。実は衆議院の方から送付された案につきましまして、私も参議院で検討したのでございませうが、やはり一番問題になりましたのは経過地点でございませう。いろいろ伺ひますと、中にはもっともとて研究をしなければならぬところがあるのじゃないかというやうな点がある

ますので、ただいま二階堂さんの言われましたやうに、十分調査して予定線をきめる、そしてきめた以上はりっぱな予定線であるというやうなことをするがために、法案を変えたというやうなわけでございます。

○二階堂委員 もうあまりくどくどしいことは、私も本日は控えませんが、建設省の方で今までに縦貫道路と申ししますか、弾丸道路と申しますか、そういう道路計画についてどのくらいの費用を投じて調査をされておるか。その調査は実施計画に移る段階になつておるかどうか。ある一部の方々は、相当な国費を調査に使つておる、にもかかわらず、どうも何に使つたのかわからぬじゃないか、一体どういふ面はこの調査費が使われておるかというやうな意見を、私どもにも申される方があつたわけでありませう。私もよく存じませんが、相当な金をすでに使つて、この調査に當つておられたのではないかと申しておりますが、道路局長の方で、今日まで、昭和二十七年、八年ごろから三十一年度の間に調査が行われたと考へておりますが、その間にどのくらいの金が使われて、どういふやうな計画ができておるのか、あるいはその調査されたものは、すでに実行に移し得られるやうな計画の段階にまでなつておるのかどうか。あるいはもっと詳細に経済的な効果等について研究される必要があるのかどうかという点が一点。またさらに北海道から南九州に通ずる、かりに根幹をなすべき道路を建設いたしますとしますならば、この調査に要する金というものは一体どのくらいあつたらいいものかというところについて御意見を伺ひたい。

○室橋(勲)政府委員 建設省では東京から神戸までの高速道路の計画を持つておりまして、調査を進めて参つておりますが、三十一年度までに使います金が九千八百万円でございます。この調査によりましてまた実施設計を立てる段階にまではいきません。なおこの調査に基きまして実施設計を作りますにはまだ相当の金が必要でございます。

それから北海道から鹿児島までのこの予定路線による高速道路の調査費がどのくらいかかるかというお尋ねであります。これはまだはっきりした数字を持っておりません。三十一年度予算にこの予定路線を調査いたすべく予算の要求をいたしました。それで全部がでるわけではありませんが、五億の予算要求をいたしました。これは通つておりませんが、この東京―神戸間の高速道路の詳細な調査をいたしますには、十数億の予算が必要ではないかと考へております。

○二階堂委員 最後にもう一点伺ひたいと思ひますが、現在道路の問題につきましましては御承知の通りに道路法に基く道路審議会というものができております。ところがこの修正案によりまして、さらにこの特別な道路を作るために国土開発縦貫自動車道建設審議会というものを設けなければならぬというやうに書いてあります。これは国の大事業でありますので、これの問題につきましましては、特別な委員会をお作りになつて慎重に御検討なさるのがいいかと私は考へております。が、しかし現在道路法に基く道路審議会と申します。この中にはやはり学識経験者と

す。外資導入をはかつて一日も早く  
りっぱな道路を整備するということ  
は私も賛成であるが、しかしこのよう  
な調査団が日本に参つて、果して神  
戸一名古屋間の道路が経済的にペイす  
る道路であるかどうか、外資を入れて  
までも作らなければならぬ道であるか  
どうか、その外資をこちらに持つてく  
る上からは、やはり向うの人がほとん  
とにペイする道路であるかどうかとい  
うことを慎重に調査に来ることは当然  
であると思つておられます。従つてこ  
のように、この道路について調査をす  
るために日本に来ておる際に、日本の  
国の道路行政が二元化されるとか三元  
化されるとか、あるいは国内において  
そういうような有料道路を作る際にも  
う一つまた今度は違った形で国が縦貫  
道路というものを作るのだというよう  
なうわさが起つてくると、アメリカ側  
から外資をこちらに持つてこようとい  
うようなこの人の考えも非常に変わつ  
てくるのではないかと私は考えます。結  
論から申し上げると、道路が二元化  
され三元化され、二本も三本もできて  
くるという形はなるだけおとりになら  
ない方がよいのではないかと、こういう  
ような見地から考えてみても、私は  
先ほどから何べんも申し上げますが、  
が、やはり道路というものは一元化し  
ていくことがきつめて妥当であり適  
切であるというふうに考えるわけであ  
ります。幸いアメリカが道路につきま  
して外資を導入しようという機運に向  
いておる際でもありますから、このよ  
うな機運をさくような意見なり動きと  
いうものがあるたけにないよう政府と  
して善処されることが適切ではないか  
と考へております。最初の一点につ

まして小澤さんの御意見を、あとの問  
題につきましては政務次官が来ており  
ますから政務次官から御意見を承わり  
たいと思ひます。

○小澤参議院議員 この縦貫自動車道  
の審議会の問題でございしますが、こ  
れは衆議院から送付されました原案  
に、その審議会を作るということが  
載つておるわけでございします。私も  
衆議院の方の御意見を尊重しまして、  
やむを得ざることは直しますが、な  
るべくなら衆議院の方の御意見を尊重  
するという意味で、これは適当じゃな  
いかということでも私どもは修正しま  
せんでしたが、実はこの問題は最初から  
衆議院の方の案に載つていたわけであ  
ります。

○堀川政府委員 二階堂委員が御質問  
になつたいろいろの点に對しまして、  
私もほんとうに同感であるのでありま  
して、道路行政は一貫的にやらなけれ  
ばならぬ、かように考えることは切実  
であります。ただいま調査団が十九日  
に参つて、そしてあの神戸一名古屋  
間を経済的にもあるいは技術的にも調  
査しようというやうな段階になつてお  
る現実の問題があるにもかかわらず、  
あるいは二階堂委員が言われるように  
いろいろな曲折があるというやうなこ  
とがありますならば非常に遺憾な問題  
だ、かように考へております。

○徳安委員長 松澤雄蔵君。  
○松澤委員 私は自分の考えを述べ  
よりも、まず端的に修正をなされた参  
議院の説明員の方、それから政府に一  
言、二言お聞きしてみたいと思ひま  
す。従つてわからないところを御質問  
申し上げるわけだから、説明の方は詳  
しく御説明を願ひたいと思ひます。自

分の方の考えなり何かはまた後日申し  
上げる機会があると思ひますから、率  
直にその点に對してのみ御質問を申し  
上げますから、その点御了承をいただ  
きたいと思ひます。ただ基本的にはこ  
ういうやうな道路がわが国にできるこ  
とは何人も大賛成であり、なせばな  
らないという点においてはこれは問  
題ないのです。従ひまして前会におい  
てわれわれも賛意を表しまして、全会  
一致というやうな立場において議員提  
出として出したわけでありまして、こ  
の点に對しましては何ら疑義をはさ  
むものではないと思ひます。ただ修正と  
して出て参りましたこの法案を見てみ  
ますと、ただいま二階堂委員から御質  
問がありまして、いろいろとお話を聞  
きました。が、どうも納得がいかない。  
率直に申し上げると、手も足もない、  
はなはだしきは胸もないやうな法律に  
見受けられるのであります。

そういう点からまず第一に御質問申  
し上げたいのは、先ほど小澤参議院議  
員の方からの御説明では、この法案は  
どうも実施するのじゃないのだという  
やうな御説明のやうであります。実施  
しないところの法律案というものは古  
今東西を通じてないものでありまし  
て、実施しなければならぬと思ひまし  
す。特にわが党のごとく絶対多数とい  
うやうな国民から期待を受けておる党  
の者があつて本法案に對して賛意を表  
し、そして議員提出として出ておる  
限りは、少くとも国民から後日指をさ  
されることのないやうな法案に  
しなければならぬことは言を待たな  
いところでございまして、そういう点  
からもわれわれは十分に検討いたしま  
して、そしてこの法案を通すかどう

かということになるだらうと思ひます。  
そういう点をも考慮されまして御回答  
を願ひたい、かように思ひます。が、  
第一に、この法案は国、国というやう  
に出ておられますが、實際問題として一  
体となつたところにおいて実施される  
のか、率直に申し上げまして内閣総理  
大臣そのものが采配をふるのか、あ  
るいは建設大臣がやるのか、運輸大臣  
がやるのか、ともに共管でやるのか、  
こういう点をきつかりわかりやすく教  
えていただきたい、まず第一点として  
はこれを伺ひます。

○小澤参議院議員 今松澤さんから、  
私が先ほどこの法律は実施するのじゃ  
ないというやうに申し上げたやうな御  
指摘がありましたが、私は全然そうい  
うことを申し上げたわけではございま  
せん、つまり実施しなければ意味が  
ないのでありまして、なるべく早い機  
会にこつくりやうな自動車道を作り  
まして國の発展に資したいと思ふこと  
は当然であります。

それから次にどこでやるかという問  
題でございしますが、そういう点に關し  
ましては、二条におきまして自動車の  
みの通る道というやうに規定してござ  
いまして、これをやはり法律的に整備  
しなければならぬので、附帯決議  
におきまして「政府は国土開発縦貫自  
動車道を含む高速幹線自動車道に關す  
る立法措置を速かに講ずること」、そ  
ういうやうにすみやかに講じてもら  
ひましてそれで実施していこうというこ  
とであります。ただ問題はそういうもの  
のを待ちますと調査がおくれまします  
ので、調査だけでも早くしたいというの  
がわれわれの念願でございします。

○松澤委員 それはもちろん実施する  
法律でないというわけではないという  
説明員のお方のお話であります。し  
からはお聞きしたいのですが、一  
番末尾の方から見てみますと、公布の  
日からこれを施行するのだ、こういう  
やうに出ておられます。この問題に對し  
まして現在政府においてははどういう  
やうな名のもとにでもつけようですが、  
予算措置というものがあつたのか、今後  
どうしてこれをやつていくつもりか、  
これを簡単に御説明願ひたいと思ひ  
ます。

○富樫(副)政府委員 この法律施行の  
ための予算は、三十一年度予算には計  
上されておられません。

○松澤委員 そうなつて参りますと、  
先ほど小澤さんの方から、一日もすみ  
やかにこの法案を通して調査にでもか  
かりたいというやうなお話がございま  
したが、その調査費は一体いづれから  
捻出される御予定でありますか。それ  
をお聞きしたい。

○小澤参議院議員 私は、この法律が  
通りましたら、なるべく早い機会に政  
府に予算措置をしていただきたい、そ  
ういうやうに思つておるのであります。  
○松澤委員 だんだん格好がわかつて  
きてます。おかしなやつてきたやうな  
感じがするのです。やる人もまだきま  
らず、予算の措置も、この法案が通りま  
しても何もなし。しかもまことに僕は  
不可思議に思ふのですが、もしもこの  
法案が通つた場合において、現在アメ  
リカより名古屋―神戸間の道路の視察  
に来ておるのではありませんが、それら  
の道路も、この法律が通ることにおい  
て、道路法というやうなあの法律に適  
合されていくのか、あるいはこの法案  
によつて押えられていくのか、これら

によつてその調査というものも——アメリカの方々が来ているという調査をしておりますが、一銭一厘といふことも全部アメリカ人の方で御負担なさるといふふうには思はないわけですが、国自体も、おそろく建設省方面の調査費がその方面へ提出されていくもの、かように私は考えますが、一体その関連性はどうか、どういふふうになつてくるか、一つ小澤さん並びに政府の方にお聞きいたしたい、かように存じます。

○小澤参議院議員 先ほどこの法律が通つても実施する実体がわからぬというお話がございましたが、これはあつたのでございまして、すぐ着工するのはどこでございまして、調査研究するの機械はこの法律にうたつてあります。それから予算措置につきましては、これはこの法律が通りましますのがおくれたわけでございますが、通りましたらなるべく早い機会に政府にしたい、さういふふうにしてあります。

○富樫(凱)政府委員 今度アメリカから参りました調査団の費用は予算に組まれております。ただ、この調査の目的は、この法律による予定線を調査することにも、この法律が通りましますわけでございますが、現在のところは従来立てておりました建設省の案によりましてその調査をいたすわけでございます。

○松澤委員 ただいまの政府の御答弁によりまして、この法案が通るまでは従来の建設省で扱つておる道路法とかさういふふうな意味における所管事項の範囲においてそれらの経費を提出するように持つていくのだ、この法案が

通ればこつちの方に移されるのだ、さういふふうな御意向であります。ところが残念なことに、今申し上げましたようにこの法案に關連いたした予算措置は全然ない、三十一年度における予算措置が全然ないのだ、さういふふうになつておるわけですが、さうしますと、現在来て調査をしつとあるところのものでも、建設省自体においては提出ができませんという關係になつてくる。もちろん予算の総金額といふものは一兆何百億といふふうになつておられますから、あるいは、われわれの目の届かない範囲においてはさういふ上手にやるだらうとは思はれませんが、しかしそれではわれわれ国会議員の立場がおかしくなる。議案といふものがおかしくなつてくる。また政府自体の予算の執行に關する面がおかしくなつてくる。さういふふうになつてきますと、この調査費が一方においてはなくなり、一方の方も使えなくなるというように今のお話では聞き取れるのですが、もう一度この点を詳しく、わかりやすく御説明をお願いいたします。

○富樫(凱)政府委員 先ほど申し上げました調査費は、従来建設省の持つておりました案に基きまして、この調査をいたす予算でございますが、これは三十一年度に組まれておるわけでございます。ただ、この法律案が通りましますと、その線が予定線の一部になるというところ申し上げたわけでございますが、この法律案が通りましますまでは従来の計画に基きまして調査をするということになるわけでございます。

○松澤委員 それでは小澤さんにお聞きしてみたい。今そちらの方に調査費

があるといふことを小耳にはさんだのですが、先ほどはこれに対する調査費はないといふふうにお返事をいたしたわけですが、しかし、今お話のやうに、この法案が通ればこつちの方にはめになり、やれなくなつてしまふでしょう。今の御説明はさういふふうに聞えるのです。さうなつた場合に、この法案の方には調査費がついていない。従つて、建設省の方として、現在は建設省の従来の方法によつて出しておるのだ、また出すべき予定でおるのだといふふうな御意向であつた。ところが、法案が通つてもこつちの方は調査費がないといふふうに今説明を聞いたのです。さうなつてきましてこの法案といふものは、現在すでにやりつとあるものを一時中止せざるを得ないといふふうにお聞き取れるのです。この点に対して小澤さんから御説明願ひたい。

○小澤参議院議員 ただいま富樫局長が、建設省で調査しております道路はこの予定路線に該当するといひます。その予定路線に該当するといひます。さういふことによつて、その線を申し上げたわけでございますが、神戸—名古屋間の道路はこの縦貫道路の予定路線に該当するといひます。さういふことを申し上げたわけでございますが、それは建設省の方で調査して、その結果を報告するわけでございますが、この縦貫自動車道の法律案とは別個のものでございまして、それが通りましても建設省でその予算を使はないといふことはないのでございまして。

○松澤委員 どうも小澤さんの御説明と道路局長のお話は少し違ふように聞き取れるのですが、私の聞き違ひかその点の一つよく教えていただきたいと思ふのです。さうしますと、今やつておる名古屋—神戸間の道路はこの法案の予定路線とは關係がない。従つて、この法案が通りましてもこつちの方には關係なく、従来建設省がやつておる状態のまま進めていくのだ、さういふのでございまして。

○小澤参議院議員 私どもの今度の修正案によりまして、一応別表の経過地点を基準にいたしまして、法律で定めまして、その前までは実は予定路線でないわけでございます。でございまして、ただいま建設省でやつておるのはこの予定路線とは無關係だといふふうにお聞きしたいと思ひます。

○松澤委員 ただいまのお話でさうやう納得できました。委員会ができてさういふ方ではなかつたから初めてこの路線が確定される、それまでの間は確定されてないから、従つて、従来から建設省でやつておるものはそれまでの期間やつていくのだ、さういふふうな御意見のうちに承わつたのです。それはそのくらいにしておきますが、さうして参りますと、やる方もきまらず、調査費もない。予備費が何かからでも出せる予定なんですか。この法案が通りましたら、もう議会の閉会も間もない、会期も非常に少なくなつておるが、通つたら予備費からでも出してさういふふうなことになるのかどうか。

○小澤参議院議員 そこまではまだ詰めておりませんが、この法案が通れば政府として善処していただきまして、予算化に努力していただきたいと思ひます。

○松澤委員 路線を確定するのにも別個な委員会なりそれらに準じたものを作つてやるというふうな御意向ですか、現在の段階においては一体どのくらいかかるものであるか、何年かかるものであるか、おおよそそれすらもわからない、もちろん調査もやらなければならぬといふことになつてくると思ふのです。さういふことになつてくると、先ほどは私は自分の意見を述べたといふふうにお聞きをいたしました。が、ついでに述べざるを得ないような大事業を取行するのにもさういふ慎重にやるべきじゃないか。先ほどの二階堂委員のお話には全く同感するものでございまして、われわれは国土開発の縦貫道路ができることは全面的に賛成だ。賛成であるが選挙戦や何かに使われるような迎合的なものにはしたくないといふような気持であることははっきり申し上げたいのです。本年度における予算もさういふ調査費すらもないといふ現段階においてはさういふ急いでやらねばならないか。しかも政府にさういふ云々したいといふふうな御意向でありまして、もしもさうであるならば、大蔵大臣なりあるいは建設大臣なりの実際に予算を握つておるところなりの出所を願つてお聞きしてみなければ話がかからぬ。この法案を出しても、やるところもきまらず調査費もないといふふうなものを、ただ単に早く通せばいいというだけでは國民に對してまがするのです。しかし本日の私の質問はこの程度に保留して次会においては

大蔵大臣あるいは建設大臣の出席を

願って政府のはっきりした気持を開かしていただきたい、かように存じまして私の質問はこの程度にして保留いたしたいと思ひます。

○大橋(武)委員 今松澤さんの御質問に対して、この法律が通りますと、国としてはこの法律によってこの道路を準備した計画を進める権限がでる。そうすると、その権限というものが国の行政官庁のどこかの権限になっていくものである。国のこの行政官庁の権限にもならないというものは現在の行法上あり得ないわけですが、この点について一体政府はどういうふう

に考えておられるかと申しますのは、ただいま小澤さんから建設省はこの法律が出てやはり従来の道路の調査をほとんどやればよろしいというお話があった。ところが従来の道路というものは、この法律ができるまでの道路と重複することになります。結局新しい道路について権限のある官庁がこの法律ができたら、調査なり準備なりを進めるといことが当然ではないかと思つておる。そうすると、このお答えを一貫しますと、この法律ができればさしあたり建設省が権限ある機関として調査、準備を進めるといふふうに了解いたしましたよろしいでしょうか。

○小澤参議院議員 その問題につきましては、実は私の方は修正案には触れておりませんので、衆議院の方の提案者の御説明を伺うのが一番いいのじゃないかと思ひます。

○小松委員 私はこう考えるのです。こういう大道路を建設するにはこうした問題が起るのは当然だと思ひますが、それを克服してやうていかなければ、今の建設省のセクシヨンにおいて

て既定方針通りにやうていかなければ日本の背骨を貫くような道路というのはとうていできない。こういうふうな考えればこれに伴う予算があるはずがない。予算は取つてないのですから、全く一銭もない。それでこの法律が今度通れば、八月から九月の来年度予算編成に當つて、この法律が前提となつて、この法律に基づく調査費が昭和三十三年の予算に出てくる、かように考えるが、建設省の道路局長が言われておるところの、現在の既定方針に伴う調査費は調査費で使つても、たまたま偶然重なるところがある。そういうことを技術的に考えれば、特に東海道の辺は建設省の予定線と重なつて、技術的に調査費のみのところもあると思う。しかしそれは建設省自体の今までの計画コースに伴う調査の結果であつて、私はこの法律に基づく結論ではないと思ふ。そういう意味においてこれは二元的に考えざるを得ないと思ふ。これを通すとすれば、そういうあいまいな答弁でなくして、やはり二元的なものとして、予算もこれに伴う予算をはつきり調査費として来年度予算から取る、そのためには今度これを通過させておかねば来年の予算編成に間に合わないから、これをぜひ通していただきたい、こう言へばはつきりわかる。それからセクシヨンの問題も、この法律の総理府設置法の改正案に伴つて、総合開発のために総理府に置くと思ふのですが、この具体的な設置する場合にはこれを総理府に置くかどうかにかまわぬ。とにかく要はこの法律によって調査費が予算で一億でも二億でも来年からはつきり取

る、これはセクシヨンの問題だから、いつでも解決できる、かように考えておられます。調査費の予算が、今の建設省の既定コースとほとんど別個の予算が取れるか取れないかというところは、私はこの法律を通過してもいいか悪いかのポイントだと思ふ。セクシヨンの問題あたりは、この法律が通過した後でも、ここに偶然にも総理府設置法の一部改正——総理府に關係があるものであるからできると思つておられます。この点私の考えと、提案者、修正提案者の考えが違ふかどうか、この点お尋ねします。

○小澤参議院議員 私はこの法律が通れば、この法律に要する調査費を政府が計上することは当然だと思ひます。

○小松委員 私は今この法律ができれば昭和三十三年度予算に調査費を組み込む順序として本国会で通したいというふうなことを言つたが、提案者の方ではさらにそれを変えて、ことしの補正予算にでも組みたいというふうな意向のよう聞いておりましたが、それでござい

○小澤参議院議員 これは先ほどから申し上げておりますように、衆議院から送付になりましたものに對してわれわれが修正したわけでございまして、修正の点につきましてはわれわれが御説明申し上げますが、その根本問題につ

きましては衆議院の提案者の方から御説明願つた方がよいと思ひますが、私の考えを申し上げれば、この法律が通りますればなるべく早い機会に予算化するよう努力すべきだ、そういうふうには私は思ふ次第でございます。

○前田委員 参議院議員の小澤さんを予算化の問題においていろいろ責めるといふか質問するのは、見当違いだと思ふ。衆議院をすでに通過させておる。そのときにこの法律のもとでできて予算化したかせぬかということをお尋ねするにせなければならぬ。その衆議院の問題にしなければならぬ。その衆議院が参議院の方に修正をした個所を質疑するならばよろしいが、そういうことじゃない個所を質疑するのは、衆議院の私は権威にもかかわることであるから、同僚諸君にそれはやめてもらいたいと思ひます。

それで私はたつた一つ当局にお尋ね申し上げておきたい点は、問題はこの法律が道路法に基くものか、あるいは自動車運送法に基くものか、あるいは競争の問題や、この法律施行に伴う実施に關する問題が重点であると思ひます。ところが現状の道路についても、今神戸—名古屋間の建設省で行う建設省所管の道路につきましても、おそらく人間が歩くことを中心とした道路ではないと思ふ。大体は自動車を通すというところに近代化的な道路があるのであつて、その上から言いますと、厳密に言つて、はたして道路法に基く道路といつていいのかわからぬ。ことに私は、私は疑点があると思ふ。しかしながらこれはいわゆる時代の進運に伴うところの結果から起る問題でありまして、当然建設省が行う道路は、道路にいたしましても、近代道路といふものは、いわゆる自動車を中心としたものになつて、人間が歩くというところはもう大して念頭に置かない道路になることは当然だと思ふ。そこでその上に立つて今の行政を考えたならば、いわゆる運輸省と建設省の所管争ひが起るような問題を、このときこそ解決

めるといふか質問するのは、見当違いだと思ふ。衆議院をすでに通過させておる。そのときにこの法律のもとでできて予算化したかせぬかということをお尋ねするにせなければならぬ。その衆議院の問題にしなければならぬ。その衆議院が参議院の方に修正をした個所を質疑するならばよろしいが、そういうことじゃない個所を質疑するのは、衆議院の私は権威にもかかわることであるから、同僚諸君にそれはやめてもらいたいと思ひます。

それは先ほどから申し上げておりますように、衆議院から送付になりましたものに對してわれわれが修正したわけでございまして、修正の点につきましてはわれわれが御説明申し上げますが、その根本問題につ

きましては衆議院の提案者の方から御説明願つた方がよいと思ひますが、私の考えを申し上げれば、この法律が通りますればなるべく早い機会に予算化するよう努力すべきだ、そういうふうには私は思ふ次第でございます。

○前田委員 参議院議員の小澤さんを予算化の問題においていろいろ責めるといふか質問するのは、見当違いだと思ふ。衆議院をすでに通過させておる。そのときにこの法律のもとでできて予算化したかせぬかということをお尋ねするにせなければならぬ。その衆議院の問題にしなければならぬ。その衆議院が参議院の方に修正をした個所を質疑するならばよろしいが、そういうことじゃない個所を質疑するのは、衆議院の私は権威にもかかわることであるから、同僚諸君にそれはやめてもらいたいと思ひます。

私は思ふ。日本の交通網を完備する上には、必ずこれを解決しなければならぬ問題が出てきておると思ふのであります。すなわち今度この国土開発公債自動車道といひましても、この自動車道には人間は一人も歩かせないのか、あるいはまた自転車も通さないのか、こういうことになりまします。自転車も通つたら処罰するということには私はならぬと思ふ。ただ人間が歩くということとは危険だから、人間が歩かぬようになると思ふ。自動車ばかりたくさん通るから。しかしそこを人間が横切つたり歩いたりしたら処罰するということではないと思ふ。運輸省が考えておりますところの自動車運送法に基くところのいわゆる道といふものは、ちょうど鉄道の軌道と同じ建前に立つたものなんだ。従つて鉄道の軌道の上を人間が歩いたらこれは処罰されるのです。それと同じように、専用道というふうなものになりますと、自動車運送を中心とした道路であるからということ、運輸省の方の所管としたいということになつてきたのであります。つまり今日の時代の進運の結果いたしましては、当然今の道路という觀念が發展するものだと思ふのです。その点について建設省は、今までの道路法という狭い觀念のままでやうていといふ考えか、またそれでよろしいと思ふのか。新しい近代化的な道路としての道路の観点からして、主として自動車等を通す道路も建設省は所管して、道路法に基く道路として行おうと思つておるのか。この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○堀川政府委員 前田委員にお答えいたします。前田委員が言われるよう

○堀川政府委員 前田委員にお答えいたします。前田委員が言われるよう

○堀川政府委員 前田委員にお答えいたします。前田委員が言われるよう

○堀川政府委員 前田委員にお答えいたします。前田委員が言われるよう

ためだ、かように考えております。

に、この道路はいわゆる天下の道路であつて、道路行政を一つにしてやうていくことが一番いいという事は、先ほど二階堂委員が言われた通りであります。だんだんと発達して行きますと、自動車というものが相当ふえてきて、自動車だけ通さなければ危ないというやうな道路も出てくることは当然であります。そこで道路の早急な整備といふことが、日本の国の発展、あるいは経済の振興、こういうものに対して必要であることは当然であります。そこでこの道路を一体どうするかという事になりますと、道路行政を一貫するということであると思ひます。私が建設省に政務次官として入りまして、道路だけでなしに、あらゆる面に各省のいわゆるセクションというものが大きいのは実は驚いてゐるのであります。こういう道路を作るにいたしましても、いろいろとセクションがあるものであります。これは政府が作るものでありますから、関係省には事前にいろいろ協議をし、また道路が完備したならば、その運営に対しても協議していけば、そこにりっぱな道路が早くできるんだと私は考へるのであります。そういう意味からいいますと、道路行政を一貫してやうてゐる建設省がやうて、運輸省とその経過地点もよく協議をし、完備したならばその運営も協議していけば、政府は一つでありますから、私はそれでいいんだと考へてゐるのであります。しかしながら御承知のように今のところではこういうセクションが相当あるといふことは、遺憾の限りであります。こういうものをこゝういふ委員会でするだけではつきりしていただくといふことが、私は國家の

たためだ、かように考えております。

○徳安委員長 本案に対する質疑はこの程度にとどめまして、次に河川及び道路に関する件について調査を進めます。質疑の通告がございまして、これを御許しいたします。大橋武夫君。○大橋委員 私は島根県の江川の発電の水利使用に伴う漁業権の補償に関する問題につきまして、本国会の劈頭に当りまして、昨年の十二月当委員会において建設省に対して質問をいたしたのであります。自來この問題については建設省の非常な御努力にもかかわらず、一向進展を見ておられないことは、まことに遺憾に存するところでございます。今日はこの問題につきまして、重ねて御許しを得まして、当局に対して質問を申し上げたいと思ふのであります。

まず最初に一般的な建設省の御方針を伺ひ、次に具体的な江川問題について建設省の考へを伺ひたいと思ひます。かような順序で御質問をいたしたいと思ふのであります。

そこで最初にお尋ねしたい点には、最近大規模なる電源開発が行われるに伴ひまして、従来見なかつた非常に大規模な堰堤が河川を横断して築造せられまして、これがために大量の水を蓄溜する。従つて下流に対しては、非常に大きな影響を与えることになつたわけなのであります。従来よりこゝうした水利使用につきましては下流の農業用の水利権あるいは漁業権あるいは立木権等に対する被害につきまして、行政機関としてはこれに対する完全なる補償をなさしめた上で水利使用を許可する、こゝういふ方針をとつてお

られたように思つております。そしてこれらの点について水利権者に対して補償を命ずるために、河川使用の許可命令書に補償に関する事項というものを必ず設けておられると思ふのでございますが、この河川使用に對しまする第三者に對する権利侵害の補償についての許可命令書の事項は、最近どういふふうな取扱ひになっておりますか伺ひたいと存じます。

○山本政府委員 お答えいたします。お話の發電のためにダムを作つたり、あるいは取水口の低い取水堰のための設備を作るといふ認可は、いわゆる水利使用の許可といふことになっておりまして、これは手続といひましては、その事業主体になるものが知事に對しまして水利使用の許可を申請して参るわけでありまして。そして知事は、お話のありましたいろいろその水系にありまして諸権利の調整につきまして考慮をいたしまして、建設大臣に認可を申請してくるわけでありまして。建設大臣の認可を待つて知事が許可をなす、こゝういふふうな手続になっております。その水利使用の許可をなすとき、お話の漁業であるとかあるいは灌漑問題につきましては、工事実施の認可をする前に漁業権者あるいは灌漑の問題に對する被害の補償等の方法につきまして関係者と十分協議いたしまして、そのてんまつを工事施行認可の申請書を出すまでに持つてこい、こゝういふことが通例の処置になっております。

○大橋(武)委員 そこで許可命令書には、將來起るべき損害に對して起業者に對して補償を命ずるといふやうな事項はございせんですか。

○山本政府委員 そのほか一般的なの事項といひまして、たとえばこの事業のために灌漑その他水利、漁業、舟筏等に支障を來した、またはそのおそれがあるやうなときには、許可を受けなければならぬといふやうな協定を講じなければならぬといふやうな一般的なの条件はついておるのが普通でございます。

○大橋(武)委員 そこでその条件の性質について伺ひたいと思ふのでございまして、そういう場合におきまして、関係者と協議をしなければならぬやうな事態が当該地点において起つておるか起つていないかといふことは、これはむしろ当事者すなわち損害を受けた者と起業者との間で争ひがある場合があると思ふのであります。が、おそれく許可命令を出された行政庁といひましてはそういう場合にはおいてこゝに問題がある、従つてこれについては、起業者は当事者と十分に協議をすべきであるといふことを認定する権限があるのじゃないかと思ふが、この点についてはどうお考へでございましょうか。

○山本政府委員 通常この問題につきましては、河川管理者であります知事は、同時にその県内については総合的に行政をやつておるわけでありまして、諸般のやういふ問題が起きた点につきましては、河川管理をいたします知人がいろいろの問題は当然知るといふことに相なるわけでありまして。

○大橋(武)委員 そうして知つた場合において、それについて何らかの措置が必要であるかどうかといふことを判断し、必要であると認めた場合においては、許可命令書の事項に従つて起業

者に對してある措置を命ずるといふ権限をも持つておるのじゃないか、こゝう思ふのですが、この点はどういふ解釈をしていらつしやいますか。

○山本政府委員 水利使用の許可をなすときに、原則といひましてはその起業者がたとへば灌漑であるとか漁業についての権利を持つておる者と十分協議をいたしまして、その協議が整つた上でこの水利使用が実効を生ずるといふこととでございます。原則といひましては当事者同士が話し合ひをして決定される問題でありまして、もしそれが整わないといふやうな場合につきましては第一線の河川管理者であります知事がその間の調整を行なつて、事業が全くできるやう、また権利者に對して被害が起らぬやうに考へる、こゝういふことになっております。

○大橋(武)委員 そういたしますと、河川管理者といひましては第三者に与へた損害についてはどこまでも起業者に對してその賠償なり、また將來の改善措置なりを命ずる権限がある、こゝういふ御解釈でございせんか。

○山本政府委員 たとへば工作物を作つたために非常なる公益上の支障があるといふやうな場合には、もちろんそれに対して状況を判定いたしまして、それに対する措置を講じさせるといふ権限があるわけでありまして。

○大橋(武)委員 それでは水利使用に當りまして許可された工作物の築造の結果第三者に損害を及ぼすやうな場合が発生したならば、その損害に對しましては完全に補償の道が開かれておるし、また完全なる補償が行われることについて河川管理者として十分に責任を持つ、こゝういふ御趣旨でしようか。

○山本政府委員 片方の發電というものは公益上の問題でありますし、それからまたいろいろの漁業なり、あるいは灌漑の問題につきましては既得権益の問題でありますから、その間の調整につきましては河川管理者が十分勘案をいたしまして、損害の程度に應じまして十分なる補償をするように努力しなければならぬ、こういうふうに考へております。

○大橋(武)委員 努力ということはどういうことでございましょうか。すなわち会社に対しては賠償をしてやれということとを極力説得することが努力であるのか。もしそうであるとすれば、幾ら説得されても会社が聞かなければそれっきりで、あくまでも会社が完全なる補償をするところまで権力を用いても強制して、そして完全なる補償を現実に行わせるという、そこまで含めて努力すべきものなんではないか。

○山本政府委員 その損害の程度とがあるいはそういう問題につきまして、天然現象もありますものだからなかなか判定に苦しむわけでございまして、実際問題といたしましては完全補償に努力しなければいけませんのでありますが、その判定がなかなかむずかしいというのが現実でございまして、しかし根本の趣旨はそのために被害を受けた方たちに対しては厳密に補償をするように努力をする、こういうことが知事の立場であります。

○大橋(武)委員 この損害の認定の問題ということはこれは私も全く同意見です。問題はむずかしいにもかかわらず、とにかく周囲のいろいろな情勢から判断して損害があるという結論が出

た場合に行政官庁としてはどこまで努力をすればよいのかということ伺いたいわけなんです。すなわちこれだけの損害があるから会社の方も払ってやれ、こういうふうに勧告をするのであろうか、それともこれは許可命令書にある通り、起業者として当然完全な賠償をする責任があるのだからその賠償をしるという命令を命ずるのであるか、すなわち勧告であるか命令であるか。この点を一つはつきり御見解を承りたいと思つておられます。むしろ命令ということになれば、これは行政法上の命令としてそれだけの法的な執行力を持たせるべきだと思つております。この点を一つお答え願ひたい。

○山本政府委員 今までの行政実例といたしましては、先ほど御説明申し上げましたように当事者間の協議をいたさずして、それが成り立たぬという場合には知事が間に立ちましてその調整をやつて参りまして、大体の問題はそれにおいて解決したわけでございます。しかしどうしてもそれができないというような場合が生じたならば、知事は十分なる資料を検討いたしましてその間の調整をはかるように努力すべきものである、こういうふうに解釈します。

○大橋(武)委員 そうすると一般的には命令によつて処理するようなことはないが、しかしどこまでも話し合いを進めても話し合いが最後まで不成立になつたという場合においては、許可をした官庁としては命令する権能がある、こういう御解釈でございませう。○山本政府委員 今までの実例ではそういう実例はないのでございませうが、どうしてもいかならないというような場合

につきましては、河川法の趣旨によりましてそういう措置も講じられると考へております。

○大橋(武)委員 そうすると河川法による命令の権限が河川管理者にあるという御回答を伺つたわけでございます。そこですでに河川法によりまして河川管理者が起業者に対して損失補償の命令を出し得るということになりますと、その命令の内容については、その命令を出す行政機関でありますところの河川管理者というものが一応その責任の範囲を認定するといふ権能があるわけだし、またそういう職責があると考えなければならぬと思つてございします。従つて発電用の水利使用については当事者間に争ひがある場合においては、知事は十分なる調査をし、確かにこれだけの損失を第三者がこうむつてゐると認定いたしました場合においては、その損失を認定した限りにおいて補償を命ずるという措置を、今日の行政法規の上においてはとり得るというふうに考へていいわけですね。

〔委員長退席 荻野委員長代理 着席〕  
○山本政府委員 ただいまの状況におきましては非常に認定がむずかしい点がありますので、行政の実例といたしましてはやはり話し合いでどこまでもやらなければならぬ、やるべきであるという建前で知事も努力いたしておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように水利使用は当事者間の話し合いがまとまることを前提といたしまして水利使用をいたしておるわけでありまして、どこまでも当事者間において第一次的には協議が成立することを前提といたしておるわけでありませう。

それがまとまらぬときには、知事は十分なる資料を整備の上、さらに協議を進め、しかもなおまとまらぬというような場合にはそういうふうな事態も起ると考へます。

○大橋(武)委員 そこで行政官庁といたしまして最後の処置として起業者に対して損失補償の命令を出しました場合、起業者がそれに応じないということもあり得ると思つておられます。そういう場合におきましては、許可命令書の条件として行われたこの損失補償の命令に対して起業者が服従しないものでありますから、許可の条件に違反したものであるとしてその水利使用の取り消しあるいは停止というようなことは当然法的には考え得るものと思ひますがいかがでございませうか。

○山本政府委員 それも問題の内容によつてと思いますが、何といたしまして大きな発電というふうなものは公益上非常に重要なものであると考へるわけでありまして、そこに反対の立場といたしまして、漁業なりあるいは灌漑に對して支障を及ぼす程度が非常に大きくなるというような場合には、今のような考へも起るわけでございませうが、その点は公益判断によりまして発電所の撤去とかいうような問題は、大抵の場合におきましては起きないと考へております。

○大橋(武)委員 実はその点は非常に重要な問題ですからもう一度伺いたいと思つてますが、そうすると建設省の御方針としましては、発電による公益の大きさと漁業の公益の大きさを比べて、漁業の方が小さい場合においては漁業者はこれらもうどうも保護の方法はない、こういうことにならざるを得

ないと思つてますが、それでいいのですか。

○山本政府委員 今のお話の漁業者はどうでもいいということではないのでございまして、漁業者については十分なる補償は考へなければいけませんけれども、先ほどお話もありましたように通常の場合におきましては、公益の大きなものについてはそれを撤去するといふような場合は考へられぬのが通例でございまして、たとえば漁業者に対する補償を十分やらなくていいというような解釈ではもちろんございせん。

○大橋(武)委員 そうすると伺いたいのですが、建設省としては漁業者に対しては完全なる補償は当然あるべきものだが、こういうお考えである。そこでそれを起業者に対して強制する方法といたしましては、許可命令書の条項に従つて起業者に補償の命令を出す。ところがそれに対して起業者がどうして従わぬという場合においては、当然発電の方が公益上大だから何ともし方がない、こういうことにならざるを得ないのですが、一体そういう考へ方でいいものかどうか。その点はよくお考えをいただきたいと思つております。と申しますのは漁業者というものは何百年來その河川に定着して、その河川に生息する魚類を採取して生計を営んでおつたのです。すなわちこれは既得権者であります。そうしていかにか公益が大であるといへども発電の水利使用というものはあとから出てきたものである。あとから出てくるものが既得権を侵害する場合においては、既得権に対して完全なる補償がなければならぬというものは、今日の法律の建前としてこの國へ行つても当然なことな

んです。これはわれわれとして所有権の問題と相並びまして、憲法上の原則といふことができる程度の重要な原則だと思ふ。この既得権に対する完全なる補償を実現する方法がいかなる場合においてもないといふことは私はあり得ないと思ふ。むしろ既得権は絶対に侵害してはならぬといふ言ひをせんけれども、それは公益が大きければ、既得権を侵害することによって行つた河川の水利使用の利益が大きければ、河川の水利使用を許可することは十分あり得ることですが、しかしその場合においても既得権の侵害に対しては完全なる補償といふものは絶対に必要なものならぬと思ふ。それに対して政府が命令でしたのに、起業者がそれに対して言うことを聞かないといふようなことがありましたならば、これを強制する方法として施設の完全な撤去を行わないにいたしても、少くとも一ヶ月なり二ヶ月なり水利使用の許可を停止するといふくらいは措置は当然あり得ることだと思ふ。そういう点について重ねてはつきりした御方針を承わりたいと思ふ。

○山本政府委員 今大橋先生のお話の場合、まことに極端な場合でございまして、今まではそういう実例はなく、当事者間の協議なりあるいは知事がその間に入りまして、時間は多少かかったものもございすけれども、円満に解決しておるのが多々ある例でございす。そういうわけでございまして、極端な場合につきましては今のようないふことも考えられると思ひますけれども、先ほども申し上げましたように、公益判断の問題と被害との問題の調和の点でございまして、その点を比較勘案して処理しなければならぬ問題だと考へております。

○大橋(武)委員 私はその点もう少し伺つてみたいと思ふのですが、第三者の既得権を侵害しても水利使用を許可しなければならぬといふ、そういう公益上の判断がなされることはもちろんあり得ると思ふ。その場合においても既得権の完全なる補償がなくてはならない判断はどこから出てこないだろうか。いかに発電が公益上必要な事業であつても、その事業を継続させるために第三者に対する損害賠償といふものをいかにげんじにしていけるかという原則は、私は今日の行政法規の上において考へられたいところだと思ふのである。そうだとすれば、その起業者の責任を果させるために、河川管理者として権力を使う必要があるといふ場合は、むしろあなたも言われる通りにのべつあるわけでもないし、また今までもおそろくそうした場合は現実にはなかつたろうと思ふ。しかしどうしても起業者が管理者の命令に従わなければならない場合には、何らかの強制措置を講じなければならぬ。その場合今言つたような、一時的に発電を停止するといふようなことも、これは許可命令書の条項ないし河川法の法規によればあるのですから、それは現実にはなかなかなければ、法律的にはやり得るというところまで考へていいんじやないかと思ひますが、いかがでしよう。

○山本政府委員 先ほども申し上げましたように、むしろ公益を判断してやらなければならぬ問題でありますけれども、おっしゃる通り法律上におきましては行政的にできないことではないと私も考へます。

○大橋(武)委員 また実際さうした場合において、河川管理者として河川の水利使用を一時的に停止するくらいのは腹を割つて会社に命令を出せば、会社が従わなければならないことはあり得ないと思ふ。私はさうした問題が非常に延び延びになり、会社が誠意ある態度を示さないといふことは、こういう問題に入つての法律上の見解を明らかに腹に入れて、いさとなれば発電はとめるんだといふつもりで行政官庁が当つて下さらない、その点がさうした問題を長引かしておるのではないかと心配するのです。幸いに法的にはそれだけの権限が解釈上あるんだといふことを伺ひましたので、今後さうした問題についてはどうしても言うことを聞かなければ、最後には発電をとめるんだといふくらいなこと、この補償の問題に対しては弱い人たちの保護のために一つしつかり腹を割つて対処されるように、今後建設省としても格段の御指導をいただきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○山本政府委員 ただいまお話がございましたように、公益上非常に大きな問題はありますが、個人的に、あるいは局部的に被害をこうむるというよりなことがあつてはならないわけでありまして、そういう人たちに對しまして、適当な施設を行なつて、被害を最小限度に食い止めるのと同時に、被害に對しましては、それに應ずる補償を当然出すべきものだと思ひます。さうして、われわれといたしましては、河川管理者を指導する等の方法を講じまして十分考へていきたい、こういうふうに考へております。

通原知事になっておりますけれども、さうした問題は、むしろ第一線が県知事でありまして、現実の解決に當つては県知事にできるだけの働いてもらつてはどうかと思ひますが、しかし県の能力にも限界がありますので、県の手に合はないといふように認められる場合は、むしろ建設省としても問題の解決にお乗り出しになるだけの気持は従来からもお持ちになつておられることと推察をいたすのであります。現実には別問題といつたしまして、さうした問題は一応は県で解決をさせるべきである。しかしさうしても県が解決できないといふ場合には、政府の責任者として建設省も最終的には解決に乗り出すといふ御方針をおとりになるお考へであるかどうか、この点を伺ひたいと思ひます。

○山本政府委員 先ほどからもいろいろ問題がございまして、具体的に島根県でさういふ問題がございまして、昨年の委員会でも御質問がございまして、その後建設省といたしましては、この問題の從來からの経緯なり、あるいは地元に関する県の調査結果とか、あるいは県の処理方針につきまして詳しく事を聞いたわけでもございまして、さうして県といたしましては、県内の総合行政を行なつておるのでありますので、自分の管内の問題でありますので、地元の方のいろいろの御要望も聞き、あるいは県の判断も加へまして努力しておる最中ではございまして、その点につきましては、建設省も常に県と密接な連絡をいたしまして解決に努力するようにしておるわけではござい

まして、私は県がその任に當るのが最も適當である、こういうふうに考へております。

○大橋(武)委員 そこで具体的な問題といたしまして、江川の明塚の発電所に關連いたした下流の漁業者のアンニ漁に対する莫大なる損害の問題が起つておるわけではございまして、この問題につきましては、昨年十二月に質問いたしましたが、昨年に比べて一昨年の問題でありまして、今日まで約二カ年かかつておる。さうしてこの間非常な漁業上の損害が起つておりまして、約千人からの漁業業者が生活上非常に困窮いたしておる。生活のためには他から借財をいたしたり、あるいはまた田畑を売却いたしたり、あるいは住宅などを売つて今日雨露をしのいでおるという状況であります。ことに最近には生活難のために夫婦心中をした漁民もあるやうな状況でございまして、これらの現地漁民の生活困窮の状況につきましては、すでにいろいろの方法をもつて建設省にも陳情をいたしておりますので、十分おわかりいただいておりますので、一日も早くこの問題の完全なる補償ができ、この問題の解決のつくことを待つておるわけではございまして、建設省といたしましては、この關係漁民が非常な損害を受け、さうしてそれがために數百年來の先祖傳来の仕事でありました漁業ができなくなつて、そのために非常に生活に困窮を來たしておるという事実についてお聞きになつておるというふうな御判断下でござい

○山本政府委員 ただいまの問題につきましては、私四月に河川局長を拜命いたしましたから、地元のあるいろいろのお話は二回にわたってお伺いいたしました。そしてその事情につきまして県にもいろいろの問い合わせましたところ、各地区からはいろいろの要望が出ておる、そして確かにその後初めに協定ができた後におきまして、考えられないような点もあるというふうな県の連絡も聞いておりますので、私どももいたしましては地元の方々と、それから県の方から聞いたところによりまして、さらに解決しなければならぬ相当の問題があるというふうに承知しております。

○大橋(武)委員 それですけれども二年から、この問題の解決を待ちくたびれております漁業者といましては、もうこれ以上待っていられないというふうな窮境に追い込まれておるわけでございます。どうぞ建設省とせられまして、漁民の困窮の事情を十分に御理解の上で、急速な御解決にお乗り出しをいただきたいと思うのでございますが、大体いつごろまで待てば解決が得られるお見通しでありますか、この点を最後に伺いたいと思っております。

○山本政府委員 その点につきましては、昨年の末に建設委員会におきまして御質問を受けまして、さうく県の方に對しましては口頭でいろいろ連絡すると同時に、正式の書類をもって従来の経緯であるとか、県の処理方針等につきまして、具体的に問い合わせたのでございます。それにつきまして折り返し二月の下旬になりました、知事からの報告も参っております。それから最近になりました県から担当の課長も

状況を説明するなり、あるいは県の考へておること等につきましての連絡もございまして、また今月の半ばに、ついで一週間ばかり前でございますが、地元と県の連絡会、協議会も持ったというふうな状況でございます。昨年あるいは問題の起きたときから非常に時間がかかっているようにも言われておるものであります。最近におきましては、県といしましては種々問題の早急の解決に努力しているわけでございまして、また会社等の意向も聞きつつ県は最大の努力を払うというふうに私どもの方に対しては報告が参つておるのであります。従いまして具体的な案をもつて、地元なりあるいは会社との折衝が近く始められる、こういうふうに考えております。そういう事情でありますので、この結論が出るのにはもう少しかかるというふうには考えておりません。今後におきましては絶えず県と私の方とは連絡をとりまして、問題の早期解決に努力したい、こういうふうに考えております。

○大橋(武)委員 近くといひまして、二年のうちには解決するということも近くと言います。しかしその程度ではもう漁民としても待ち切れない状態だ、少くとも一、二ヵ月うちにはある程度の目鼻をつけるというぐらゐのつもりでかかっていただかなければならぬ状況にあると思うのですが、その近くというののお気持はどの程度でございますでしょうか。

○山本政府委員 県におきましては、来月早々にでも具体案の問題につきまして御相談したい、こういうことを言っておりますので、今お話のような

一ヵ月とか二ヵ月とかいうような短期間の間に解決するように努力するつもりでいると思ひます。私どももその線に沿って努力したいと思ひます。

○大橋(武)委員 どうぞその御方針で、この上とも御尽力をいただきたいと思ひます。この機会に特別にお願ひを申し上げておきたい点は、従来からも、すでに二年ばかりこの問題について、県と会社との間でいろいろ交渉が行われているのでございまして、その交渉の経過等を部外で仄聞いたしておりました、どうも行政機関の側において、この問題についての責任觀念と申しますか、あるいは考え方と申しますか、その点にどうも不十分な点があるような気がいたしているののでございます。それはどういふことかと申しますと、とかく従来はこの水利使用に伴う補償問題は大体当事者間で話し合ひをする、そうして多少日が経たつたというのが今までの実例でありましたので、当該管理者といひましては、この問題は徹頭徹尾当事者間で話し合ひをつけるべき問題であつて、行政機関がこういう問題にタッチすべきではないのだからというふうな気持が、多少管理者の側にあるのではないかと申すのであります。しかしこの点は先ほど建設省のお考えは、第三者に損害を及ぼした場合には、この水利使用を許可した管理者が、その完全なる補償を得るに責任を持って努力すべきであるというお考えを承わつて、私非常に安心をいたしましたのでございまして、どうぞ県庁に對しまして、この問題は、民間の民事上の問題にたまたま行政機関が関与するという問題ではなくして、

て、第三者の損失の補償はこれを円満に解決するというのが水利使用を許可した河川管理者の当然の責任である、こういう考えを持って対処されるように御指導いただきたいと思ひます。その目的を達するためには、会社が言うことを聞いてくれなければ仕方がないというふうな考えではなくして、聞かなければ、管理者としてはあらゆる権限を用い本省の援助を得て、力をもつても正しい補償の実現のために必ず会社を屈服するという気持で、積極的にこの問題に対処されるように一つ御指導をいただきたい、かように思ひます。

すなわちこの問題は、管理者は当然の仕事として自分が当らなければならぬものであるということ、及びこの問題を解決するために、会社が言うことを聞かなければ、水利使用の許可命令書において県知事に留保してあるあらゆる権限を用いても、会社に言うことを聞かせることが当りません、こういう気持で當つていただきますように、今後とも建設省とされは知事一つ御指導いただきたい、かようにお願いいたします次第でございます。私の質問はこれで終了です。

○山本政府委員 ただいまのお話にありましたように、河川の利用の全きを得ると同時に、その河川によりましていろいろの恩恵を受けておるような面につきまして、あるいは被害を防止する面におきまして、十分調和をとつていくというのが河川管理者の責任でございます。その利用を全からしめると同時に、被害が起るといふような問題につきましては、第一線の管理者であります知事

を十分監督いたしまして全きを期したい、こういうふうに考えております。

○中島委員 だいたひ予定の時間も経過したのであります。最初佐久間ダムの関係につきまして、最初の佐久間ダムの報償道路の関係について質問いたしたいと思ひます。この質問に對しましては、経済企画庁、林野庁並びに建設省の道路局長に答弁をしていただきますと思ひます。

〔荻野委員長代理退席、委員長着席〕  
この質問が終了しまして、さらに泰阜発電所堰堤に関する災害に對しまして質問いたしたいと思ひます。この答弁には河川局並びに法制局に答弁していただきたい、かように考えるわけであり

ます。そこで経済企画庁にお伺いいたしますが、私、二十二特別国会におきまして、経済企画庁の高橋長官に對しまして、かつて昭和二十九年二月十七日に、佐久間ダム開港に伴う水没地対策に関する覚書を、当時の建設大臣の戸塚九一郎、電源開発株式会社副総裁藤武左衛門、静岡県知事齋藤孝夫、愛知県知事桑原幹根、長野県知事林虎雄の五名がかわしておりました。それでこれが実現方を要請したのであります。が、その間、経済企画庁が中心になつて各省の折衝などをいたし、非常なお骨折りを願つた結果、昭和三十年十一月八日に佐久間ダム開港に伴う水没地対策に関する覚書の実施に関する協定に對する了解事項といふものができておるわけでありまして、そこでこれに對しまして、内容を読むのにもだひ長くなりましてので省きますけれども、この

了解事項を基本的な問題として現在作業が行われておるのであります。それから昭和二十九年二月十七日に佐久間ダム開発に伴う水没地対策に関する覚書の実施に関する協定案なるものがあるが、実際に協定されたのはこの案と相違しておるのであるか、あるいはこの案のままであるのかというのを企画庁にお尋ねいたします。

○植田政府委員 お答え申し上げます。御承知の通り佐久間ダムの水利権の補償に際しまして、沿岸の道路の問題が解決できなかったものでございまして、二十九年の二月十七日にたゞいまお読み上げになりましたような方が覚書を作りまして、それで一応解決を見たのでございまして、佐久間ダムがだんだんでき上りまして、昨年の十一月と十二月になりました。湛水間近になりました。この条件の充足がなければ果知事としては湛水許可もできないという情勢に立ち至ったのでございまして。御承知の通り、当初の覚書におきましては、両側につきまして道路を作ることの約束があったわけでございまして、この道路の中には、含みといたしまして左岸につきましては林道ということに相なっておりまして、農林省の林野庁とも関係がございまして、それから電源開発というところは企画庁も一役買っているわけでございまして、企画庁の開発部が中に立ちまして、この問題の解決に当たったわけでございまして、ただいまお話のございましたように、覚書の実施に伴いまして、それに關する各省協定というものをまず作り上げたのでございまして、これは先ほど御質問がございましたが、これにつきましては、関係各省がすべて調印いた

しておりまして、各省間に交換いたしておりましたから、この線につきましては各省も責任をもって実施いたすことに相なっております。

次に、この案は政府内部の交渉でございまして、関係省といたしましては建設省、林野庁、それから企画庁も調整役として一枚加わりまして、大蔵省といたしまして、予算の關係では主計局、資金の關係では理財局、電氣の關係では通産省公益事業局という關係の部局が多かったものでございまして、たゞいまの協定を政府内部としては決定したのでございまして、この協定に基きまして今度は三県知事との折衝に入つたわけでございまして、この折衝の相手方といたしましては、三県当局でありまして同時に、天竜東側総合開発審議会というものが別にできておりますので、この審議会の方々に御審議願つたのでございまして、基本線につきましては御了解いたしましたが、なお十分でないところがございます。いろいろ折衝いたしました結果、この協定に対する了解事項というものを私の方から示しまして、これにつきまして御了解も得た次第でございまして、従いまして、これにつきましては地元側の御了解も得ましたし、またこれに關係のあります各省の所管の局長の了解も得まして、その調印も済んでおります。

○中島委員 昭和三十年十一月の了解事項といたしまして、経済企画庁の開発部長、林野庁の指導部長、通産省の公益事業局長、建設省の河川局長、静岡県知事、愛知県知事、長野県知事、電源開発株式会社副総裁が、これに列記して調印されておるわけでございます。そこで別紙によるところの二十九年十二月十七日の佐久間ダム開発に伴う水没地対策に対する覚書の実施に關する協定であります。これは、やはり時間が長くなりまして、この内容の明瞭は避けられず、右岸關係におきましては、右岸建設分といたしまして十一億三千三百万、それから左岸林道分といたしまして一億七千万、計十三億一千万円となっております。そして左岸篤巢・大風間については、表記の覚書の第二項によつて処理すること、こういうことになっておるのであります。この左岸の篤巢・大風間についてはどういふ結論が出ているかお伺いしたい。

○植田政府委員 二十九年二月十七日の覚書におきましては、左岸の篤巢・大風間につきましても道路を作る、たゞしこの道路は国の計画の決定に従つて、会社は応分の費用を負担する、こういうことがきめてあることは御承知の通りでございます。第二段といたしまして、各省協定におきましては、この問題も検討いたしたわけでございまして、篤巢・大風間の左岸の道路につきましては鉄道も通つておりまして、工事上も非常にむずかしいような事情もございまして、その篤巢・大風間につきましては、覚書に書いてございします二項の、その他の道路、橋梁の水没するものについては、現在と同程度のつけかえを会社負担において実施する、この方に切りかえたわけでございまして、従いましてその問題については、今度は了解事項におきましては、左岸篤巢・大風間の水没道路、橋梁のつけかえについては、県の指導のもとに地方交通上最も有効な措置をとるものと

とする。こういうことに相なつておりました。この問題は当初の覚書の会社負担において実施する、水没道路の補償という形で実施するわけでございしますが、その実施に当りましては、地方交通上最も有効な方策を講ずるといふことになりました。この点につきまして電源開発会社と地元側との話し合いがついたというふうになりました。このわけでございまして、

○中島委員 そういたしますと、篤巢・大風間につきましては、会社負担においてやるということ、地元との話し合いがついた、こう了承してよろしいですね。それからお尋ねしますが、この予算が右岸において約十三億一千万、これに對しまして電源開発会社から四億三千七百万円の負担、こういうことになつておるのであります。ところがこれをみると、この竣工期間は何カ年にやるということが明示してない。これに對してどういふ御方針でいらっしゃるか、お伺いしたいと思ひます。

○植田政府委員 企画庁としては実施官庁でございまして、従つて予算も持ちませんので、何年間に竣工するということとは決定する権能がないわけでございまして、ただ當時この電源開発負担分の四億三千七百万を、御承知の通り三十一年度より三十四年度で出すというふうに約束をいたしておりますので、そういう關係から、電源開発会社も、自分の方だけ早く出して、公共事業の方の予算がそれに伴わないのでは困るというふうな話もございましたので、五カ年程度を目標にして竣工したいというのを申ししたことはございします。

○中島委員 ただいま企画庁より率直な御意見の開陳があったのでありますけれども、はつきり何カ年間にやるというところはこれにうたつてないのではありませんが、昭和三十年十一月十日に、東京都千代田区丸の内東京会館において、第七回の天竜東三河地域地方総合開発審議会議事速記録によつて見ますれば、あなたが企画庁を代表いたしまして、そうして、はつきりと明言はできないが、三カ年で出す以上は、公共事業は少くとも五カ年くらいでやらねばならぬというお話がございします。しかし五カ年で竣工するかどうか、ここに書いて通りを五カ年間でやるということ、皆さんにはつきりと申し上げるところまでは、まだ各省の話し合いをつけるわけには参りません。こういうようなことを申し上げておりました、五カ年くらいでできるだろうという口吻をこれに漏らしておるわけですから、従つて私の方から出ている薄上委員からも、五カ年というところは、別に書くわけでも言明するわけでもないから、そういう見込みでというふうには、多分に考へてよいわけですねという質問に對して、あなたはそれでございまして、こういう御答弁をなされておるわけでありまして、大体五カ年くらいと了承してよろしいのでございしますか。

○植田政府委員 今お読みになった速記録の内容について、私は少しも否定する氣もございません。おそろしくそういうことを申したと存じます。しかしこれは区間によりまして、なかなか五カ年といつても無理な区間もございします。また當時委員の方々とも、これは非公式に話をしたときにおきまして

も、それは五年といつても、五年に確  
実にできると約束することも固として  
無理だろう。しかし、やはり五年とい  
うくらいの目標は言ってくれないと困  
る。こういうふうな話もいたしました  
が、私道路につきましても林道につ  
きましても所管していない立場でござ  
いまして、ただあつての建前で話した  
ことでございまして、当時の私の希望と  
しても、五年は希望したところでござ  
います。しかし五年に確実に、企画庁が  
責任を持って実施できるかどうかとそ  
のとき詰め寄られますならば、あるい  
はもっと弱い表現を使わなければなら  
なかつたかもしれないのであります。  
私の希望としては、せつかく二十九年  
に約束された覚書の履行でございま  
すので、私も現在におきましては五年程  
度の年限をもつて完成されることを希  
望していることには変わりはないと思  
います。しかし何分予算に關すること  
でございまして、当時の調停に立ちま  
した私といたしまして、必ず五年間に完  
成させるし、またその点についてはつ  
きりとこの国会で約束いたすまで  
は、私といたしましてもちよつと権限が  
足りないと思つて存ずる次第でございま  
す。

あるから五カ年でやれるだろうとい  
うように了解しておるわけなんです。そ  
こでたまたま申されたようなことを建  
設省並びに林野庁へも企画庁の方から  
申し伝えをしてあつたのかどうか、そ  
の点をお伺いしたいと思います。

○権田政府委員 先ほど御指摘になり  
ました覚書あるいは協定、了解事項、  
こういうものをきめずには、数回  
にわたつて各官の係官の御参集を  
求めて打ち合せをしたわけでございま  
す。最後までもめました問題は、電源  
開発会社の負担分を三カ年に出すのが  
適当かどうか、この点は電力会社側か  
ら申しますと、公共事業と足並みをそ  
ろえて出すのが適当じゃないかとい  
うような議論でございまして、これも相  
当根拠のある議論でございまして、この  
三カ年に出すというところで相当最後ま  
でもめました際にございまして、それで  
は公共事業の方は何年に出すかとい  
うような話になつてござるを得ないわ  
けでございまして、その際におきまし  
ても、公共事業の方としましては五年目  
安くらしいに出すことにしようじゃない  
かというふうなことを係官のところ  
で申しております。従ひまして私その審  
議会等で話しましたことは、まるごと  
私の希望だけを申し上げて、当時地元  
の方に納得していただくために申した  
ことではございませぬ。係官が参集し  
まして話し合ひをしたときにおける係  
官の全般的な空気を伝えたいと思つた  
のでございまして。しかしながら何分  
も道路の予算は、この路線は新規な路  
線にございまして、公共事業費もこの  
路線に十分に回していただけるという  
こともそう大きく期待はできませんの  
で、五年を目安といたしまして、そ

れがあるいは七年、八年に延びること  
もなきにしもあらずというところは、当  
初からひそかに考へておつたところ  
でございまして。

○中島委員 大体企画庁の方の今ま  
の経過などについて報告を聞いたので  
ありますが、そこで建設省の道路局長  
にお尋ねいたしますけれども、その了  
解事項は、建設省としては河川局長が  
出席をして名前を連ねておるようであ  
りますけれども、ただいま企画庁の開  
発部長からお話のあつたようなことを  
道路局長としては受け継いでおるかど  
うか、この点をお伺いしたい。

○富樫(凱)政府委員 ただいま開発部  
長から申し上げましたようなことは私  
どもの方も聞いておりまして、先ほど  
お話のありましたような計画を進めて  
おるわけでございまして。

○中島委員 道路局長にさらにお尋ね  
いたしますが、ただいま企画庁の開発  
部長からのお話を聞くと、そのような  
方針で進んでおられるという話であり  
ますけれども、しからば三十一年度予  
算ではどんなふうな計上されておるま  
すか、この点をお伺いしたいと思ひ  
ます。

○富樫(凱)政府委員 御承知のよう  
に、道路整備は五カ年計画を立てて実  
施いたしております。この問題の道路  
は五カ年計画になつたわけでござい  
ますので、修正いたしまして五カ年計  
画の中に入れました。しかし金としま  
しては、途中から修正して入れました  
ものですから、先ほどお話にありまし  
たように道路局で持つ分が九億くら  
いになるわけであります。それをかりに  
八年といたしますと一億一千万ずつ入  
れていかなければならぬわけでござ

います。すでに立てておりました五カ  
年計画ではなかなかこれだけの金は容  
易じゃないわけでございまして。この五  
年計画は昭和三十三年までかかる  
わけでございまして、その後につきま  
しては第二次の五カ年計画を立てなけ  
ればならない。その第二次の五カ年計  
画につきましては、この道路について  
計画通り実施できるように考えたいと  
思つておるわけであります。三十一年  
度につきましては、これはきつめてわ  
づかな金しか入れられなかつたわけ  
でございまして、それも長野県側の橋梁  
に使うということで計画いたしてお  
ります。ただ電源開発の金が三十一年度  
から来るわけでございまして、その  
金はまだきまつておらぬようござい  
ますが、これにあわせて公共事業も考  
へていきたいというふうに考へてお  
ります。

○中島委員 このわずかの金というの  
では、たとえば十億でも千億に対して  
はわずかであるし、どの程度であるか  
わからぬわけですが、本年度計上し  
た予算はどれだけであるか、金額でお  
示しを願ひたい。

○富樫(凱)政府委員 長野県側の橋梁  
につけておりますが、五百万円だつた  
と記憶しております。

○中島委員 その点が重大な点なん  
です。たとえば九億を五カ年間でやると  
すれば、年額一億八千万円になる。か  
りにいろいろの事情で七、八年となつ  
ても一億以上の予算を年間投入してい  
ただかねばこれが達成はできぬわけ  
であります。そこでこの電源開発から入  
る四億三千七百万円を三カ年に出す  
というふうなことがここにあるのであ  
ります。そうするとこれだけでも一億

五千万近い金になるわけです。それで  
三十一年度にこの三分の一が電源開発  
から入るとすれば、補正予算でも組ん  
で工事を増額してやるお考えなのか、  
それとも現在のわずかな五百万円だけ  
の金でとどめておくお考えであるか、  
その辺を承わりたい。

○富樫(凱)政府委員 五カ年計画にあ  
とから入れたものでございまして、  
長野県、愛知県につきましてはかねて  
の五カ年計画に圧迫を来たしたわけ  
でございまして。そこで従来の計画がそ  
のまま実行できないことになつてきま  
すので、この点につきましては県当局と  
も相談いたしましたのですが、急にほ  
かの箇所を減らすということもできな  
いというふうなことがございまして、  
それで三十一年度はわずかつけ  
ておいて、電源開発の金も出ることだ  
し、それで糸口はつけようじゃないか  
といふことでそれだけ入れたわけで  
ございまして。しかしだんだん工事が進ん  
で参りますれば、それに應じた金を出  
さなければならぬわけでございまして  
が、それは三十二年度以降において考  
へようではないかといふことで話がま  
とまつたわけでございまして。

○中島委員 ただいまのお答えでは、  
他の道路がすでに査定が済んで申し  
ますが、予算などがきまつておつて、  
いろいろのやりくりがつかぬ、従つて  
本年度はわずかだけれども、三十二  
年度には大幅にやる、こういうふうに解  
釈してよろしいのですか。

○富樫(凱)政府委員 大幅にという程  
度でございまして、それは電源  
開発の方の金も出るわけでございま  
すから、それに應じた金を出していく  
つもりであります。

○中島委員 電源開発から出る金は四億三千七百万を三年というのだから、先ほど申しました通り、一億四、五千万の金だと思ふのです。そこで、たゞいま局長の答弁は、電源開発から金が出るから、それに応じたところの公共事業をやられる、こういうふうに言われたのでありますが、かりに電源開発から一億四千万出るとしたら、それに応じた公共事業とすれば、どのくらいに額がそれに応じた額であるというようにお考えになつてゐるか、承わりたい。

○富樫(凱)政府委員 これは最終的に何年で完成するかということになるわけでございます。それから割り出されてくるわけでございますが、先ほど開発部長も申されましたように、右岸道路につきましては八年くらいでやりたいうふうに考えております。ただ五カ年計画との関係があり、初めの五カ年計画ではあまり金が出せない。しかし次の五カ年計画においてはその計画が既定年度で終了できるようにつけていきたいと考えておるわけでございます。完成目標を八年くらいに私の方は考えておるわけでございますが、そのような予算の組み方をいたしたいと思つております。

○中島委員 そういたしますと、いろいろ話がはつきりしてきたのでありますが、大体八年間にこの工事を完了したい、こういうようにお考えのようであります。しかし、地元といたしましては、大体五カ年間にこの道路をこしらえてくれるだろうという期待をいたしておるわけでありまして、これは質問ではなくて、お願ひになりますけれども、なるべく地元の希望をいれ

て、極力御努力願ひたい。  
次に、林野庁の指導部長にお伺ひいたしますが、ただいま大田道路局長への質問で御想像がついておるとは思ひますけれども、この関係で覚書に林野庁指導部長として御署名になつておるの点、十分御承知だとは思ひますが、この点いかがでございますか。

○仰木説明員 十分承知いたしております。

○中島委員 それで林野庁といたしましては、これによつてどんな計画を立てになつておるか、そして本年度はどんな予算を投入されておるか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○仰木説明員 先ほどお話をいたしましたように、林道関係の総工費は一億七千七百万円になつております。そのうち、電源開発から出す分もありまして、国庫補助負担分といたしましては、本年度は大体二十六百万円改じてこの工事に當つております。従つてなるべく早い機会にこの林道の完成を目標に進めたい、かように考えております。

○中島委員 佐久間ダムの報償道路に対する質問は以上をもつて打ち切ります。  
次に、門島ダムの災害関係について河川局長に質問いたしたいと思ひます。なおこれが法的関係について法制局にお伺ひいたしたい。この問題は、私は本年の二月十四日に前の河川局長の米田さんに質問してあるものであります。そのときに米田局長は、後刻調べて答弁するということで、そのまゝになつてゐる問題がありますので、これを中心として質問をしたいと思ふのであります。

ましては、その節詳しく申し上げてあり、時間の関係もありますので、省略いたしますが、この泰阜発電所の堰堤、すなわち門島ダムの状況について申し上げますと、この門島ダム以下の下流は、河床が平岡発電所の設置以来年々下つてゐる。それから、この上流二十キロ以上先の山吹地積は河床が下つて、堤防の根柢をしなければならぬという状況にある。従ひましてこの門島ダムの上流二十キロ以内の地域の河床が上昇している。こういうような観点から、この河床の上昇は門島ダムのためであるといふことはしうとでも現在ははっきりいたしてあります。

それで過去十年くらいのうちにどんな災害があつたかと申しますと、大ざつかに申しまして、地方事務所の耕地の調査におきまして、農地関係の被害だけで十三億数千万円というような数字が上つております。そして過去十年間の長野県で行つた防災工事でこの地域だけで八十六カ所、九億四千五百万円という金を使つておる、こういう状況であります。

そこで私は、この門島ダムについて果して責任の所在はどこにあるかという点について、いろいろ研究いたしたのであります。遺憾ながらどうも建設省側にあるといふふうに考えざるを得ないのであります。本日は、だいたい時間も経過いたしましたので、あまり詳しい質問もできませんけれども、その中の、なぜそうであるかという最も重大な点三つについて質問をいたしたいと思ふのです。その第一は、泰阜発電所設置の場合の堰堤の許可に対して非常な過失があつた。第二に、昭和二十一

年に知事が、この河床の上昇によつて天竜川のおそるべき災害の伴うことを憂慮いたしまして、知事の伝達命令なるものが出ております。しかるに、二十三年に建設省において関係者を呼び出して、これをあやしげなる代案にかえてしまつた。つまりこの治水の根本対策である門島上流の災害を根本的に解決するところの知事の伝達命令を怪しげなる代案に取りかえてしまつたために今日の災禍を招いた、それが建設省の失敗の第二点、さらに第三点といひました。昭和三十年二月の二十七日に水利利用の許可が切れるのであります。その二、七月七日におきましてさらに三カ年間、地元の諮問もせず水利利用の延長許可を出した、この三つが建設省として重大なる過失である、かように私は考えまして、これらについて詳細な質問をいたしたいと思つたのでありますけれども、時間の関係もありまして、ごく簡単に要点のみを質問いたしたいと思ふのであります。

そこで河川局長にお伺ひすること、は、あなたの方で発行いたしておる泰阜ダム関係資料の第三であります。昭和三十一年二月にダム上下流縦断河床状況経年変化図というものがあつまして、これに計画河床という線がありまして、これに計画河床と申しますけれども、この線は河川堰堤規則の第三條第三項による推定堆砂線と申しますか、堆砂量と申しますか、この線であるかどうかということをお伺ひしたいと思ふのです。

○山本政府委員 きようはいにくその図面を持って参りませんのであるいは御説明があればと思ひますが、第一番目の設置の場合の堰堤の許可につい

て過失があつたか、こういう問題だろうと思ひますが、これにつきましては当時の技術的水準であるとかいろいろ調査の結果から考えまして、さらに——當時は内務省だと思ひますが、當時におきましては最大の努力を払いましてやつた判断でございまして、今日におきましてはいろいろの資料がありますのであるはいはもとよりば判断もできると思ひますけれども、當時といたしましては最大の努力を払つて行なつた判断でございまして、たゞいま建設省といたしましてはそれを過失であつたといふふうには考えておらないわけでございます。

それからまた河床の上昇の問題につきましては、天竜川の流域の砂防であるとか、あるいは河川改修の問題につきましていろいろと努力はいたしておるわけでありまして、戦争中あるいは戦後の荒廃のために流域が非常に荒れて参りましたので、そういうふうな天然現象も手伝ひまして、当時推定いたしました河床よりも上つておるような部分も見られる、こういうふうな考えでおります。

○中島委員 それらのことについてはそういう大ざつばなことではに克明に質問いたしますからお答えを願ひたいと思ひます。  
それで今お手元に差し上げた泰阜ダム関係資料の第三はあなたの方の建設省河川局でこしらえた資料であります。そこにその図面があるわけなんです、何計画線とかいう太い線が入つております。今の河川堰堤規則の第三條第三項によつて出された推定土砂の堆積線と申しますか、堆積量の線であるように感じますが、そうではな



送電株式会社新井章治あてに、天竜川関係の上流水域の水害予防対策に関する件という厳達命令を出したので。これは犀川関係と天竜と両方一緒に出してあります。犀川関係は省きますけれども、管内天竜川筋下伊那郡川路村並びに竜江村地籍は、いずれも発電施設たる堰堤の影響により河筋の土砂沈積おびただしく、計画当初仮定せる堆積量をもすでに相当超過し、ひいては上流部広範の地域にわたって極度の河床隆起を生ぜしめたる結果、出水時においてはしばしば異状の高水位を誘発し、かつはなほだし長期湛水となる傾向あるために、異例の水害を頻発し捨ておきたい事態に立ち至りたるをもち、河川治水計画確定の重要性にかんがみ、堰堤による堆積土砂の除去をはかる等、右両地籍に対する水害予防の根本対策を樹立し、これが実行方取り計らわれた。なお、さしあたって左記の応急措置については再び出水期を控えたこの際それぞれ格別の工夫を集中して急速にその施策の実現に格段の努力をいたされし、天竜川筋泰阜調整池内埋没土砂の措置、まず阿知川口上流のものより処理し、しかし天竜峡口の疎通能力を旧態に復することに努め、同時に川路、竜江両村地先河床の埋没土砂を二メートル以上浚渫すること、右殿に通達するという厳達命令が出ておるわけです。これはとうてい人力ではできぬ命令を出したわけです。この天竜川の川路、竜江地先の埋没土砂を二メートル以上浚渫せよというものは、あの付近は川幅が千メートル以上もあって長さ三、四キロもある。この砂を二メートル以上も浚渫するというとは、とうていで

きぬ仕事だ。それからその間上からどんどん土砂が流れてくるし、第一土砂の置場がないわけですが、厳達命令を出して、これが知事の根本対策であるとしたのである。しかるに昭和二十三年にあつたの方の岩瀬技官は、地元川路村長を呼びまして、建設省案なるものを示してこれにかねておるこの代案にしてしまったわけです。ここにそのときの会議録がありますけれども、昭和二十三年六月十五日に、建設省技官監宅において岩瀬技官、井上技官、治水課長、それからあつたも見えてるからよく御承知だと思ふんです。この天竜川上流域各町村が、災害をこうむつておるにもかかわらず、この会合には川路村一カ村だけ呼んで他を呼んでいない。そしてその結果できた案は、川路村地籍に一千円で水制工事をして、天竜峡口の岩盤取り除きに三百万円、合計一千三百万円を日発より出さしてその工事をやつた。その席に日発より土本補償係長が出席して、こういうことを言つておる。川路村はこの工事により河心を対岸竜江側へ移さんとするのが念願である。従つて工事の結果その期待に反したときは、契約の更改どころか新たな施設の要求があるかもしれぬ。こういうふうにはつきりと、これが根本対策じゃないんだ、この工事はこの水制によつて竜江村へ水をやって、それで河心を向うへ変えるのだ、ということをして、その会議の席ではつきりと土本補償係長が言つておる。ちゃんと記録に出ておるんだ。にもかかわらずこの知事の厳達命令を取り消して、こうした怪しげなる代案にして、そうして二十四年から工事にやって、この工事が完了すると同時に

に、この土本発言のごとく、竜江側七十余町歩の日本三大桑園と言われる肥沃の土地を流してしまつておる。そしてその後河床の低下というものはなく、むしろ河床は上昇しておる一途にある。従つてこれは第二の重大なる建設省の失敗である。こういうように私は考へておるのですが、御所見はどうか。それからさらに川路村だけを呼んで、対岸の竜江村とかはかの村をなぜ呼ばなんだのか、この点お尋ねいたします。

○山本政府委員 先ほどもちよつと早走つて御答弁申し上げて申しわけございせんでしたが、二十一年に、多分二十年の災害の直後だと思ひました。知事が厳達命令を出しまして、お説のようにその内容というものは非常に砂利をたくさんとれというふうな話でございまして、膨大な内容になるというところが予想されたわけでございまして、知事もその命令を出したけれども、膨大な金がかかるので、果して実行できるかどうかというのを裏ではやはり心配しておつたわけでございまして。それで建設省も当時天竜川の上流の改修の問題がありまして、直轄改修に着手してくれという地元の要望もあつたので、果といたしても早く直轄改修をやつてくれというふうなお話がありまして、多分二十一年だったと記憶しておりますが、直轄の改修が認められたわけでありまして、そういうふうな関係もございまして、この建設省が直轄改修の計画にも関連があるから一緒にしたい案を作ろうというのとで、主として知事さんが河川管理の責任上もありまして、河川計画の問題を建設省におきまして議論したのでございまして。その一部といたしまして、さつきお話がありましたように日発が千三百万円の金を出しまして、水制あるいは岩盤の掘き等を行うということになりました。その他の工事につきましては建設省が直轄の工事としてやろうというところにそのときの話は、まあ表向きは今の日本発送電が千三百万円を出して岩盤の掘き、水制をやろうということにございましてけれども、その裏には直轄改修でその他の工事をやろうということに、その他は堤防の工事等をやろうということに話が多まりました。表向きは、長野県知事と日本発送電株式会社との協定書の締結ということになりました。その工事が進められたわけにございまして、そしてその工事をやつたために向う側に非常に被害を及ぼしたということを今おっしゃられたのでございまして、あるいは工事の順序とか、そういうものもありまして、天然現象で、ちやうど工事中に非常な水害が起きたというふうなこともありまして、多少の手戻りを生じたというふうなことはございまして、今申し上げますように、厳達命令を出した知事さんと日本発送電株式会社にきまして一応の妥協を見て、その線によつて工事が進められたというところでございまして、決して押しつけたというふうなことには私どもは考へていないのでございまして。

○中島委員 あまりこれを突つ込んでいくとあなたたちの責任究明のやうなことになるのでどうか思ふのですが、私は河川局長の考へとは全然違ふので、なぜなれば、ただいま河川局長は、日発の總裁と長野県の知事とで協定したと言つけれども、確かに日発の總裁と長野県知事とが当事者になつて判こを押しておる。しかしこれは昭和二十三年六月十五日の午後二時に建設省の岩瀬技官の宅で結んだことを、一応文章に表わして、總裁と知事とで判こを押してあるだけのもので、ことに会議録の冒頭に岩瀬技官はこういうことを言つておる。川路村は、建設省が技術的に最善を考慮した計画に不足がましいことを言わねえことにせよ。と頭からおどしておる。それからこの中にあつるのは、長野県からきた穂積という河川課長が、長野県の厳達事項の内容は根本的の対策だと言つておる。それから建設省案を実行してもこれが根本的の対策でないというところはつきり言つておる。そうして先ほど申し上げましたように、十カ町村にまたがる問題を一カ村の安藤村長だけ呼んで決定しておる。日発の土本補償係長は、この工事は河心を対岸にさせるんだというふうな点から考へまして、わかれわかれその内部にいかかわしいことがあるとは思ひなけれども、少くとも、川路村の安藤村長がやかましく言うから、安藤だけ黙らしてさえすればそれでいい、こういう見解のもとに結ばれたというものは、この会議録を読んでもみれば、どんな者でも、この裏はどうであるかということが考へられる。知事の厳達命令をそういうやうな安易なものに取りかえたがために、現在の大きな問題が出ておると思ふんです。そこで法制局の方も、今までの話でこの様子が大体おわかりになったと思ひますので、法制局にお伺ひしたいと

思ふのです。この天竜川の水害関係は、昭和十三年から起つておるのです。それで昭和十三年においては川路村が当時ダム所有主である矢作水力と一札をかわしておる。そうしてその当時は電力会社としては、これはダムのためでないというのを主張しておつた。これをこまかく読むと長くなるので読みませんが、昭和十三年の一月十六日には矢作水力の社長福沢駒吉と川路村長、竜江村長と契約書が結ばれておつたのであります。それで竜江村に一千円、川路村に二千円というふうな金を見舞金として出したけれどもその内容は、これらの損害に對しては何ともいえないという内容になって、名前は見舞金になっている。それから先ほど河川局長に質問いたしました昭和二十五年の竜江の七十歩の築堤の流れたときには、このように差し入れ書をこしらへた。そのときには竜江村に對して百九十九万円出した。この差し入れ書は、別紙記載の金額を貴社より受領の上はさきに貴社へ申出た昭和二十八年七月天竜川筋洪水による当村内水害問題一切を解決したものとし若し本件に關し村民より異議又は要求等を生じた場合は一切の責任において処理し豪も迷惑を及ぼさない。右後日のため本書を差入れます。こういうものを取つてあるわけですが、そこでこれも最初は見舞金として、この覚書の二項にこういうことがあるのです。「前項の金額は今回の川路村地籍水害に因る諸被害並びに乙の計画に係る浸水家屋移転及び其他の復旧改良事業に對する甲の厚意見舞金とする。」というように厚意見舞金とするのだ。ただしそのうちには、この災害によつて生じたものは一切村において解決して、ごうも会社に迷惑をかけませんというふうな覚書ができておる。地元の方は、国家賠償法という法律があるとか、民法七百七十七条によつて、この土地の工作物の所有者に對して請求することができるとかというのを知らないのです。従つて他に請求の方法がないから、幾らでももらつただけはありがたいというふうなことで、結局見舞金ということと、その内容は、一切あとでこれに對して被害を受けた者の請求をえ村で責任を負ふという内容にしてある。そこであなたにお聞きしたいのは、民法の九十五條の「意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス」この条項に當てはまるかどうかという事です。

○農岡政府委員 お答えいたします。ただいまのお尋ねの点は、ダムの建設に伴ひまして電力会社と被害を受けた人との間の問題をどのように解決すべきかどうかという場合に、見舞金を出して、その問題については以後何らの請求もしないという話し合いが電力会社とその相手方との間にあつたとすれば、その結果はどうなるのだというお話だつたと承知いたしましたのであります。が、その問題はまず第一に考えなければならぬことは、ダムの建設であるうと何であらうと……。

○中島委員 ちょっと違ひますので……。今私が法制局に質問いたしましたのは、先ほどの河川局長との質疑応答で大体おわかりだと思ひますが、過去において何回かの災害があつたのです。そこでその一つの例を取り上げますと、昭和二十五年に竜江村の七十歩余歩という肥沃な耕地が流されてしまつた。そこで竜江村としては、果知事に対しましてダムによる災害だと思ふから何とか調停してくれということと、知事が中に入つて調停した結果、中部電力から百九十九万円出した。ところが七十歩余歩という耕地は一反を二十万円としても一億四千万円、それから八百メートル近い堤防をこしらへておきます。これは村でこしらへたのではないが、メートル四百円としても三千二百万円、つまり二億近いところの損害を受けておつたわけだ。ところが村としては、はつきり発電所の堤防のためであるかどうかという立証もできない、民法第七百七十七條の土地の工作物に對して請求ができるということも全然知らぬ、国家賠償法によつて請求できるということも知らぬから、従つて請求できぬものと思つてゐる。幾らでももらひ得たというふうに考へてゐる。そこで知事が入つて、この文句にある通り、会社は損害賠償ではなく厚意見舞金として百九十九万円を出すというところで妥結したのであります。その内容を見ると、村が一切の責任を負つて、個人の損害についても会社に請求をさせないというところを見舞金の下に持つてきて入れた覚書を会社でこしらへて、はんこを押して取りかわしてゐるというのが実情だ。そこで村では、民法によつて請求できるということも知らぬし、国家賠償法によつて請求することができるということも知らぬし、堤防のためだという立証といふこともできないし、幾らでももらへばいいんだからこれだけでもらつて、そして今言つたような覚書をこしらへて——これは一回ばかりじゃないのです。何回も何回も、各村にわたつてあ

ることなんです。こういうようなことは民法の第九十五條にあるところの「意思表示ハ法律行為ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス」これに該当すると思ふが、法制局の御意見はどうでありますか。こういうことをお尋ねしたのであります。

○農岡政府委員 先ほど答へ申し上げて途中で説明を詳細にされましたので、大体御質問の御趣旨はよく了解しておつたのですが、御質問の中に国家賠償法の問題であるとか、民法七百七十七條の問題が出ておりましたので、一応その關係を御説明したあとで民法九十五條の御説明をいたそうかと、こういうつもりで少し前置きが長くなつていかにも私が問題を了解してないやうにおとりになりましたことについて非常に恐縮に存する次第であります。

単刀直入にお尋ねの点だけをお答えいたしますと、民法九十五條による、その場合錯誤があつたかどうかという点につきましては、その話し合いと申しますか、電力会社と村なりその人たちの間に果していかなる意思の、内容の申し合せがあつたかどうかというところを具体的に判断いたしませんと、この席で民法九十五條による錯誤による意思表示として無効であるかどうかという判断はいたしかねるやうな次第であります。

○中島委員 この問題は何も本日ここで直ちに御言及願ひたいというわけではありませんが、もっと具体的に、私の方で書面をもつて出しますから、一つお調べになつてまた書面でもつて御返事いただきたいと思ひます。

そこでだいたい時間もちましたので、ほかの方にも大へん恐縮であります。

○山本政府委員 今の点は河川法の七條、十八條に規定されておるわけ

すので結論を急がねばなりませんけれども、ただいまの第二の私の失敗として考へる知事の嚴命を政府が中に入つて変えたことにつぎましては、どうも今河川局長の答弁を聞いても納得できないのであります。私の考へが、答弁を聞けば聞くほど正しいと感ずるのであります。これ以上追及すると申しますか、お尋ねすることはやめることにいたします。

そこでこの水利使用許可伸長の問題についてお尋ねしたいと思ふのであります。これは御承知のように昭和三十年三月二十七日でもつて門島堤と申しますか、秦皇発電所の水利使用の許可の期限が切れるのであります。そこで昨年の三月九日に政府はこれに對しまして昭和六十年三月二十七日までの水利使用の伸長許可を与へたわけでありまして、そこで河川局長にお尋ねすることは、この水利使用の許可は、何と申しますか担当の役人が自分の考へ通り勝手に許可ができるものか、あるいは法的に何か規制があつて、その規制によつて許可をすべきものであるか。この点をお伺ひしたいと思います。

○山本政府委員 河川法には水利使用の許可は行政官庁の裁量というところになつておりました、その基準は公益の判断が基準になつております。

○中島委員 結局ただいまの答弁から考へますと、裁量ということになつておれば法的には何らの規制がない。けれども参考としては河川法を参考にし

ありまして、工作物の新築、改築もしくはは除去という面につきましては「地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ」ということになっておりますし、それから十八条は「河川ノ敷地若ハ流水ヲ占用セムトスル者ハ地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ」ということでございまして、地方行政庁の裁量ということになるわけでございまして。ただ政令の定めるところによりまして建設大臣の認可を受けなければならぬものが規定されております。

○中島委員 それで今の御答弁によると裁量であるから結局何ら法律の規制がない、こういうふうに解釈してよろしいのですか。

○山本政府委員 法律にはそういう判断でやらなければいかぬということとは規定されております。

○中島委員 法律にはこういう判断でやらねばいかぬということとは規定されてはおるけれども、許可認可に対する規制すべき法律はない。つまり担当官の考えだけで、極端に言えばその担当官の思うままに決定していい、こういうふうに解釈してよろしいのですか。

○山本政府委員 その許可につきましては担当官の裁量によるわけでございますが、その基準となるものは公益判断でございます。

○中島委員 同じことを繰り返しておるようですが、結局公益の判断ということであって法的には規制がない、こういうふうに担当官の判断でもって許可ができる、現在の法律では、私もそう思うのですが、そういうふうに解釈してよろしいわけですか。

○山本政府委員 法律上は規制はございません。

○中島委員 そこで法律上で規制はないにいたしまして、河川法の二十条においていろいろな、つまり河川の制限と申しますか警察と申しますか、これは競合と長くなりますので略しますけれども、いろいろな警察制限をしておるわけですか。そこであなたは公益上ということをおっしゃったけれども、この場合においてこの河川法の二十条によれば、左ノ場合ニ於テ地方行政庁ハ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ条件ヲ變更シ又ハ既ニ施設シタル工作物ヲ改築若ハ除却セシメ又ハ原形ノ回復ヲ命ジ又ハ許可セラレタル事項ニ因リテ生スル危害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲサシムルコトヲ得」ということで、この六号には「公益ノ為ニ必要アルトキ」とあり、さらに二項には「河川ノ状況ノ變更其ノ他許可ノ後ニ起リタル事実ニ因リ必要ヲ生スルトキ」というようにはっきりと明示いたしてあるわけなんです。そこでお尋ねすることは、この河川の水利使用の許可については任意事項と申しますか、といたしまして、かような法律のある限り、これらの法律に少くとも準拠してというか、参考してやらねばならぬ、こういうふうに考えるのです。お考えいかがですか。

○山本政府委員 今の点につきまして仰せの通りでございます。その精神をもつて運営しているわけでございます。

○中島委員 そこで河川局長にお尋ねするが、門島ダムの水利使用の伸長許可は昨年の二月したわけなんです。その当時あなたは、門島ダムによって何ら上流地方に災害がない、公益を害するおそれがない、こういうふうに判断

をして許可を与えたのかどうか、この点お伺いいたします。

○山本政府委員 今の延長の問題は、実は建設大臣には主管の事項になっておりませんで、河川管理者だけでやった問題でございます。その辺の判断は知事におきまして、被害ももちろんあるということも考えられたと思ひますけれども、公益上の判断によりまして伸長することが公益上必要であるという建前において期限を延長した、こういうふうに考えます。

○中島委員 ただいまの判断は知事がした、そうして公益上必要があるから、こういうお話をございましたが、その公益上必要というものはどういうことですか。

○山本政府委員 従来の慣例によりまして、先ほどもお話をいたしましたけれども、今までもありましたものを延長するに際しましては、知事がそのとき考へまして、この発電所の効力を停止するとかあるいは撤去さすとかいいうようなことが、その時代におきまして公益に対してどういう影響があるかというふうなことを勘案いたしました。延長するわけでございます。

○中島委員 それで公益上あなたは必要があるということを言われたが、どういう公益上必要があるか。お尋ねしておるのはこの点なんです。

○山本政府委員 この発電所は、継続して運転させることが公益上必要であるという判断であると思ひます。

○中島委員 そこであなたは、今までの天竜川の門島ダム上流の特定地域における災害の発生ということを十分御存じだと思ひます。そこでその私が質問した場合においても、電気事業は公益

のため必要である、こういうことを言われ、また今もそれと同じような趣旨のことを言われた。そういうような観点から許可したんだ、こういうお考えのようなんです。そこで国の基本法の憲法を引っぱり出すのもどうかと思ひますけれども、憲法の第二十九条は「財産権は、これを侵してはならない。」と

はつきり言っているのです。そこで第二項に「財産権の内容は、公共の福祉に適合するに、法律でこれを定める。」さらに第三項において「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」というたつてある。従いまして基本的問題として、個人の財産権は、これは侵してはならないのだ、しかし公共の福祉のために正当なる補償を前提としてこれを供することができるとです。これは建設省関係の土地収用法なんかも、この建前にのっとるわけなんです。それを過去においてあれだけの大きな被害をこうむり、国としても何十億という、県の工事代だけで九億何千万、こういうふうな大きな被害をこうむっており、そして先ほども申しましたけれども、無過失なる農民に対して十数億の損害をかけたことがはつきりしておる。この場合に、たとい公益の事業であつても正当の補償を前提とせずして、何ら制限を加えず期限伸長の許可をしたということは、これは河川管理者の県といたしまして、政府として、重大な失敗である、私はこういうふうに思ひます。その時日が迫っておりますれば、一年なり二年なり仮認可を与えておいて、その間に地元とも折衝したりして会社に適当な措置を講ずるような方法を講じて、そ

の結果三十年とかいう長い認可をすべからず、こういうふうに私は考えるのであります。この点について河川局長のお考えはいかがであるか。

○山本政府委員 仰せの通り発電所の許可に当りましては、公益のために水利使用を許可するわけでございますが、発電所を作つたために個人的にあるいは地方的に被害を特に受けたというふうな方があるならば、当然その補償なりをすべきものであるというふうに考へておるわけでありまして、それからまたそのために起つた被害を除去するために工作物を作るといふようなことも、当然その水利使用の認可を受けた企業者においてやるべきものであるというふうに考へております。

○中島委員 時間もだいぶ経過したので、ごく簡単に私の意見を述べて終ることといたします。これは局長もよく御存じですが、宮崎県の大淀川の瀾ダムですが、これに対してはすでに一年前から水利の更新期にも当たらないのであるが、調査委員会というものを設けて、そうしてこの調査委員会では宮崎大学の教授、それから九大の教授、熊本大学の教授、福岡の通産局長であるとか、九州地建の局長であるとか、官崎の測候所長であるとか、この方面の造詣の深い者が十数名でこの調査をして、どういふふうにしたら被害が少くなるかというふうな研究をして、結論を一月ごろ得たという話を聞いておるわけなんです。地元においてもこのくらしい慎重にやっていると。このダムの土砂の堆積と比べると、天竜川の土砂の堆積というものは比較にならぬ大きなものなんです。そうして水害もたびたび起っている。その水利使用の

伸長許可をするに当って、これだけの災害が起つておき、かつては知事がと

次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後二時四十一分散会

うてい人力ではできないような厳達命令を出しているにもかかわらず、何らの制限も条件も付さずして、そうして三十年もの水利使用の伸長を許可したということは、いかにしても、過失であるとか違法であるとかいうことではなしに、實際河川管理者の政府として、県としてあまりにも情ない処置だ、こういうように私は考えるのであります。現に河川法の二十条を適用いたしましても、あらゆる条項を適用いたしましても、これらの除去はできるわけなのです。これをしたためにさらに問題が紛糾し、永久に解決のできぬような状態になつてきておるわけであります。従つてこれに対して地元は現在訴願をしておるわけで、あるいはすでに河川局へその書類が届いておるかと思ひますけれども、その訴願に対しては、国全体の河川を監督するあなた方は、そこまかいところまで気がつかないのだから、たとえば知事の厳達命令に關します措置だとか、その他をこまかく究明する意思は持つておらないのでありますけれども、こういう事態がわかつたら、もう虚心たんかいに率直に善処してもらいたい。従つてこの訴願に対しては書面審理などによつて返さないように、責任のある者が現地へ出てきて十分調査して、公正な政府らしいところの訴願の取扱ひをしてもらいたい、こういうことを要望いたします、私の質問を打ち切ることにいたします。

○徳安委員長 本日はこの程度にとどめ散会いたします。

昭和三十一年六月一日印刷

昭和三十一年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局